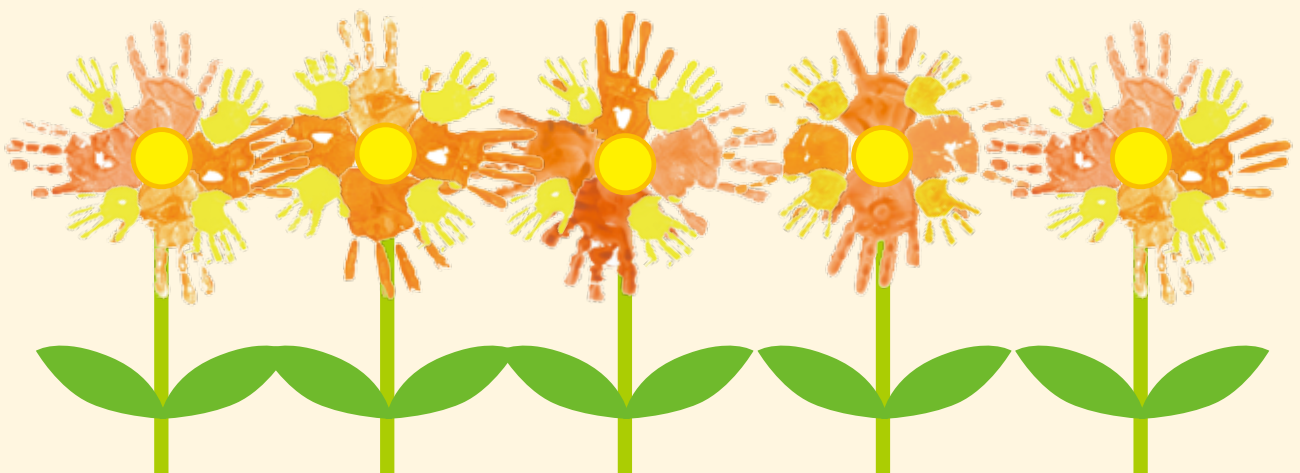


第2次 矢掛町 男女共同参画プラン

2017年度 ～ 2026年度

平成29年3月

矢 掛 町



はじめに



少子高齢化による人口減少、異常気象による大規模災害、ICTの発達による高度情報化など私達を取り巻く社会情勢は急激に変化しています。このような中で、男女共同参画社会の実現は、わが国の重要課題に位置付けられ、施策が進められてきました。国際社会とも連動し、誰もが性別にとらわれることなく、お互いの人権を尊重し合い、個性や能力を発揮し、喜びも責任もともに分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

国においては、平成28年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を施行し、女性の社会進出について一歩踏み込んだ施策を展開しています。

本町でも、今後の施策の方針となる「第2次矢掛町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、計画の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、このプランの策定にあたり、貴重なご意見ご提言をいただきました矢掛町男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、町民意識調査にご協力くださいました町民の皆様や関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

矢掛町長 山野 通彦

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	1
3	計画の位置付け	2
4	計画の期間	3
5	計画策定にあたっての資料	3
第2章	基本理念	4
第3章	計画の内容	
1	計画の体系図	5
2	計画の内容・具体的施策	7
	基本目標Ⅰ 男女がともに輝く意識づくり	7
	重点目標（1）男女平等意識の浸透と性差別の解消	8
	重点目標（2）男女平等教育・学習の推進	10
	基本目標Ⅱ 男女がともに輝く環境づくり	11
	重点目標（1）仕事と生活の調和 （ワーク・ライフ・バランス）の推進	12
	重点目標（2）政策・方針決定過程における女性の参画促進	15
	重点目標（3）雇用等の分野における 男女の均等な機会と待遇の確保	16
	基本目標Ⅲ 男女の人権がともに尊重される社会づくり	18
	重点目標（1）配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	20
	重点目標（2）メディアにおける人権の尊重	22
	重点目標（3）生涯を通じた健康支援	24
	重点目標（4）生活困難を抱える人への支援	26
第4章	計画の推進体制	
1	庁内推進体制の充実	28
2	関係機関との連携協力	28
3	計画の進行管理	28
第5章	資料	29

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

わが国では、高齢化、少子化社会が進行し、人口減少時代に突入しました。この状況に対応するためには、急速に進む時代の変化を的確に捉え、性別により個人の活動が制限されることなく、それぞれの個性と能力を存分に発揮できることが極めて重要です。

本計画は、その実現に向けて具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な考え方や方向、取組みなどを示す指針とします。

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

わが国では、憲法の中で基本的人権の尊重と法の下での平等が明記され、女性も男性も個人として尊重されることが保障されています。国際連合を中心とした女性の地位向上を求める国際的な動きの中で、わが国においても、1975年の国際婦人年を受けて、世界的な動きとも連動しながら、男女雇用機会均等法などの整備を進め、昭和60（1985）年に女子差別撤廃条約を批准しました。

さらに、平成11（1999）年6月には、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定され、法に基づく計画として、平成12（2000）年に第1次、平成17（2005）年に第2次、平成22（2010）年に第3次、平成27（2015）年に第4次の「男女共同参画基本計画」がそれぞれ策定されました。

また、平成12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が、平成13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」が成立し、法律面での女性の人権の保護も進められています。

また、平成27（2015）年には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

(2) 県の動き

岡山県では、昭和 54 (1979) 年 7 月に「岡山の婦人問題を考える会」が発足し、意見書が発表されました。平成 9 (1997) 年には「岡山県男女共同参画推進本部」が設置され、平成 11 (1999) 年に、男女共同参画社会づくりを推進していくための総合的拠点として「男女共同参画推進センター（ウィズセンター）」が開設されました。

また、平成 13 (2001) 年 3 月には「おかやまウィズプラン 2 1」が県の基本計画として策定され、同年 10 月に「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」が施行されました。さらに、平成 18 (2006) 年に第 2 次、平成 23 (2011) 年に第 3 次、平成 28 (2016) 年に第 4 次の基本計画が策定されました。

(3) 町の取組

本町においても、男女共同参画推進事業を「生涯学習の一環」として捉え、講習会、学習会などを実施し、広く町民へ参加を呼びかける中で、この事業への関心が少しずつ高まってきました。平成 19 (2007) 年 3 月には、矢掛町の基本計画となる「矢掛町男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな施策を実施してきました。

しかし、男女共同参画の意識が浸透する一方、社会のシステムや慣習、人々の行動や意識の中に、旧来の固定的な考え方も依然として残っており、男女共同参画社会を築く上で大きな阻害要因となっています。法の理念と現実との間にはまだ隔たりがあり、総合的で具体的な指針や行動計画を立て、実情に即した体制づくりを進めていく必要があります。

これらの現状を踏まえ、矢掛町では、平成 28 (2016) 年に、女性活躍推進法に定められた一事業者として義務付けられている「特定事業主事業計画」を策定し、計画の推進に取り組んでいます。

3 計画の位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条に基づく町の基本計画となるもので、矢掛町における男女共同参画社会の早期実現のため、町民、企業、行政が協力して取り組む基本方針です。

また、本計画の「基本目標Ⅲ 男女の人権がともに尊重される社会づくり」の「重点目標 (1) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」を「配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく「矢掛町配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に位置付けます。

さらに、本計画の「基本目標Ⅱ 男女がともに輝く環境づくり」の「重点目標（1）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 1 項の規定に基づく「矢掛町女性活躍推進計画」に位置付けます。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成 29（2017）年度を初年度とし、平成 38（2026）年度を最終年度とする 10 年間とします。

5 計画策定にあたっての資料

【男女共同参画社会に関する町民意識調査を実施】

調査時期 平成 28（2016）年 9、10 月

調査対象 住民基本台帳から無作為抽出した 20 歳以上の町民 1,000 人
（男女各 500 人）

調査方法 郵送により調査票を配布、回収

発送数 1,000 人

回答数 409 人（男性 173 人、女性 235 人、無回答 1 人）

第2章 基本理念

この計画の基本理念は、全ての住民がいいきと輝き、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参加できる社会を実現するため、「男女がともに輝き参画するまちづくり」とします。

男女がともに輝き参画するまちづくり

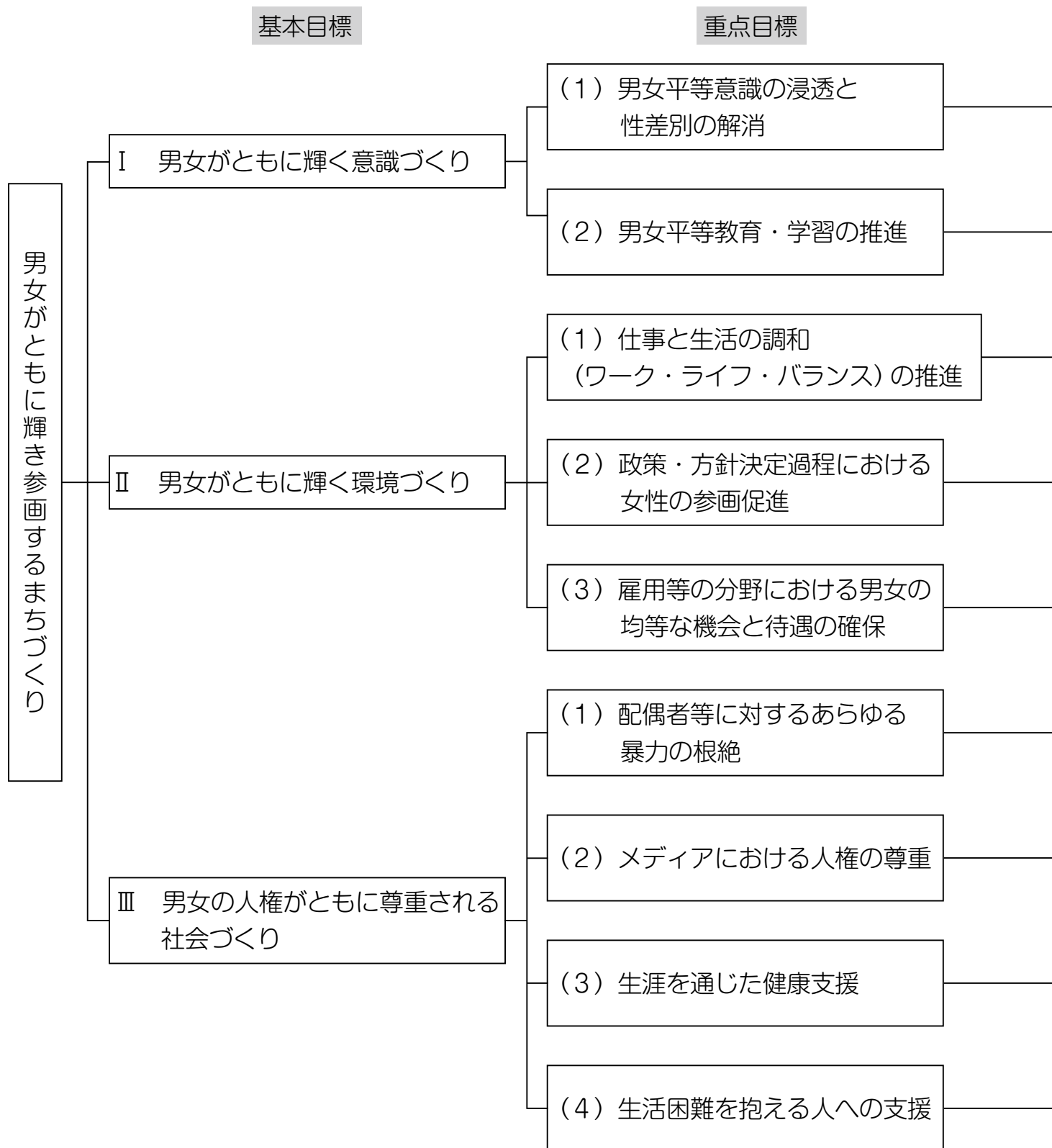
男女共同参画の定義

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

第3章 計画の内容

1 計画の体系図



具体的施策

- ① 男女共同参画に係る啓発活動の推進
- ② 多様な性に対する理解の促進

- ① 学校等における男女平等教育の推進
- ② 家庭・地域における男女平等教育の推進

- ① 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
- ② 介護支援体制の充実と整備
- ③ 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
- ④ 家事・育児・介護における男女共同参画の推進

- ① 行政における女性の参画推進
- ② 企業・地域団体等における女性の参画推進

- ① 女性の妊娠・出産に関する健康対策の促進
- ② 職場における男女共同参画の推進

- ① 暴力根絶のための基盤づくり
- ② あらゆる暴力への対策

- ① 男女の人権を尊重した表現の推進
- ② 高度情報社会における新たな課題への対応

- ① 生涯における健康増進対策の促進
- ② 性と生殖の健康の重要性に対する意識啓発
- ③ 妊娠・出産における健康支援

- ① ひとり親家庭の自立支援
- ② 高齢者の孤立防止

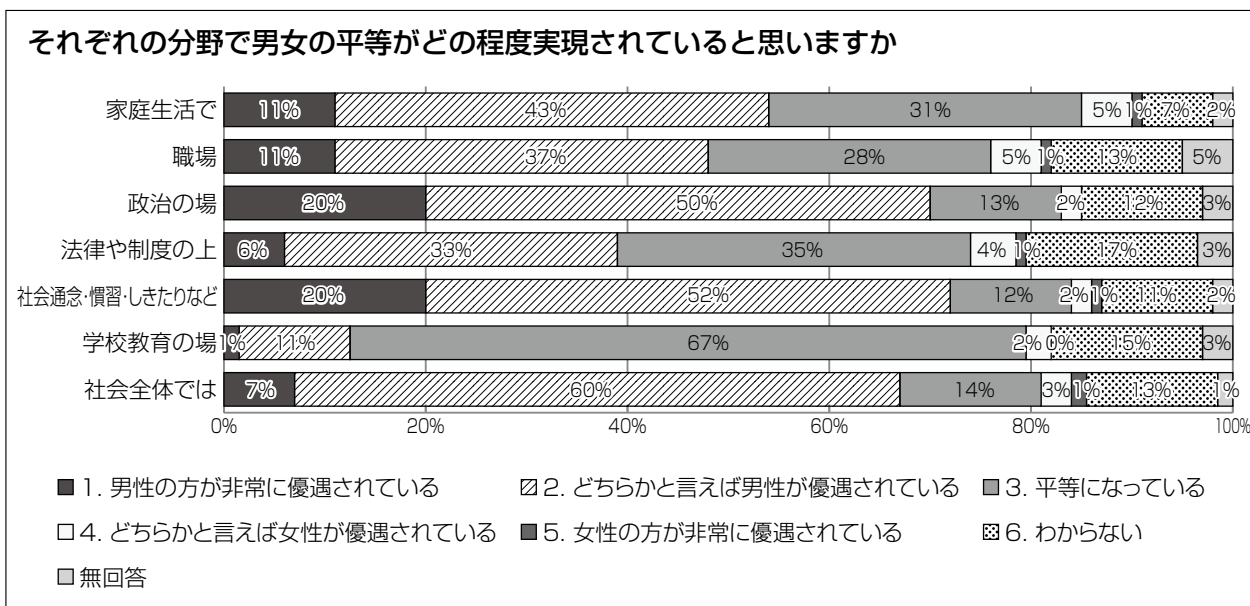
2 計画の内容・具体的施策

基本目標Ⅰ 男女がともに輝く意識づくり

法律や制度が整備される一方で、性別による固定的な役割分担意識は、社会、家庭、職場、地域などさまざまな場面で今もなお残っています。男女の地位においても、不平等と感じる人は依然として多く、また、男性よりも女性の方が不平等感を強く持っています。

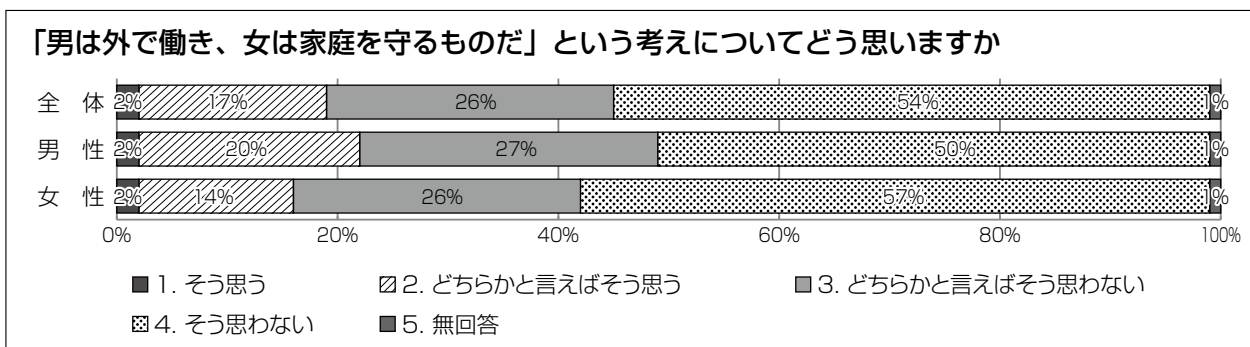
そのため、社会通念・慣習・しきたりを男女共同参画の視点で見直すとともに、さまざまな機会を捉えて意識の啓発を推進していきます。

《図表 1》



(H28 男女共同参画に関する町民意識調査)

《図表 2》



(H28 男女共同参画に関する町民意識調査)

重点目標（１）男女平等意識の浸透と性差別の解消

現状と課題

法律や制度の整備が進む一方で、今もなお「男性だから」「女性だから」という理由で行動や考えを制限されたり、役割を与えられたりすることがあります。一人ひとりが、性別にかかわらず、個人として尊重される男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの男女平等意識を醸成していかななくてはなりません。

また、「性」のありようは、人それぞれ多様で、^{※１}LGBT や^{※２}性分化疾患の人もいます。こうした人々は、周囲の理解が十分でないことから、偏見や差別に苦しんでいることがあります。性別に起因する生きづらさを感じることなく、それぞれが尊重される社会になるよう、啓発活動を行っていく必要があります。

めざす方向

男女共同参画に関する意識の啓発を推進していきます。そのために、行政が国、県、他の市町村と連携を図り、全国の動向、先駆的な取り組み等の情報を収集し、研究していきます。また、その結果を、町民が身近な問題と感じられるよう、広報手段についても工夫します。

※１ LGBT

女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、性同一性障害を含む体と心の性が一致しないで性別に違和を覚える人々（トランスジェンダー）の頭文字をとった総称。

※２ 性分化疾患

生物的な性（体の性）が曖昧な状態である先天的な疾患のこと。

【評価指標】

項 目	実 績 値 (2016 年度)	目 標 値 (2021 年度)	目 標 値 (2026 年度)
町民意識調査において、「社会全体で男女が 平等になっている」と回答した人の割合 ※図表 1	14%	30%	50%
町民意識調査において、「男は外で働き、女 は家庭を守るものだ」と回答した人の割合 ※図表 2	19%	15%	10%

【施策の方向】

具体的施策① 男女共同参画に係る啓発活動の推進

項 目	所 管
講演会やフォーラム等による啓発・講座等による学習機会の提供と男性の参加促進	総務企画課
地域に密着した出前講座の実施	総務企画課
多様な媒体（広報紙、ホームページ等）による広報活動の充実	総務企画課

具体的施策② 多様な性に対する理解の促進

項 目	所 管
LGBT や性分化疾患に関する情報を周知する	総務企画課



重点目標（２）男女平等教育・学習の推進

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、男女平等意識を高め、生涯にわたるさまざまな場での「男女平等教育」が必要です。意識や価値観は子どもの頃から形成されるため、男女平等教育の基礎を形成する場として、学校・家庭・地域は重要な役割を果たしています。他の分野に比べると、学校教育現場では、男女平等となっていますが、引き続き、男女平等教育を実践していくことが必要です。

家庭や地域は、比較的しきたりや慣習などに左右されやすいため、「男の子だから、女の子だから」と枠にはめてしまうこともしばしばあります。家庭・地域における男女平等を進めるために、学習機会の提供など男女平等意識が浸透するよう、努めていかななくてはなりません。

めざす方向

学校・家庭・地域それぞれの場で、「男の子だから、女の子だから」ではなく、それぞれが個性豊かに成長できるような環境づくりを推進していきます。

【評価指標】

項 目	実 績 値 (2016 年度)	目 標 値 (2021 年度)	目 標 値 (2026 年度)
町民意識調査において、「学校教育の場で男女が平等になっている」と回答した人の割合 ※図表 1	67%	75%	80%

【施策の方向】

具体的施策① 学校等における男女平等教育の推進

項 目	所 管
男女平等を推進する教育・学習の充実	教 育 課
保育・教育関係者に対する意識啓発	教 育 課 保健福祉課

具体的施策② 家庭・地域における男女平等教育の推進

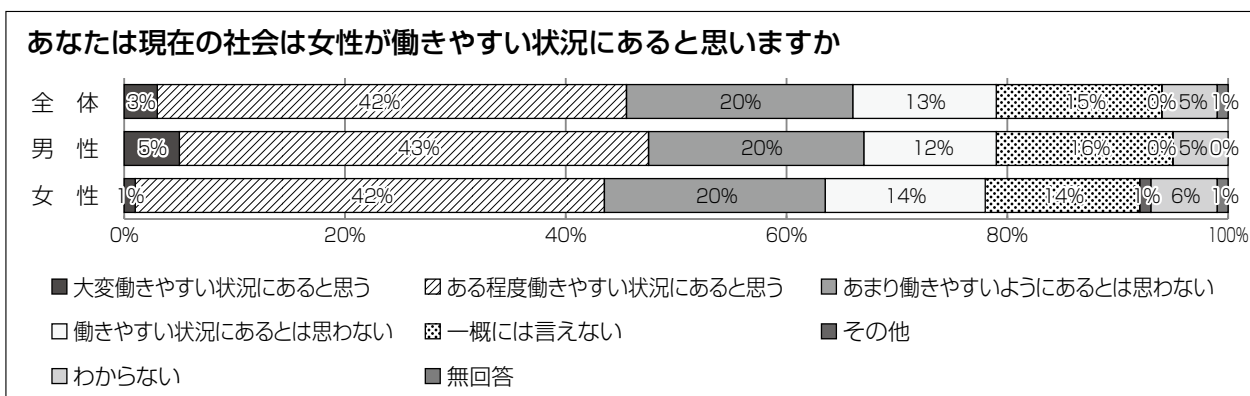
項 目	所 管
男女共同参画意識を高める学習機会の確保	教 育 課

基本目標Ⅱ 男女がともに輝く環境づくり

男女共同参画社会の実現において、個人の意識を改革することは必要ですが、その意思が尊重される環境でなければ、男女共同参画社会を実現することはできません。個人の意識を改革していくとともに、その意思が尊重される環境を作ることが必要です。

環境と一口に言っても、社会における環境、職場における環境、家庭における環境などさまざまなものがあり、それぞれの場で、男女がともに輝ける環境を築いていく必要があります。また、それぞれの^{※1}ライフステージによっても、求める環境は違います。お互いがお互いを尊重し、それぞれがそれぞれの場で輝ける環境を築けるよう、意識の啓発とともに育児・介護支援等の充実を進めます。

《図表3》



(H28 男女共同参画に関する町民意識調査)

※1 ライフステージ

年齢にともなって変化する生活段階のことで、人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けたそれぞれの段階。

重点目標（１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現状と課題

女性の社会進出が進む中、法整備が進められてきました。以前と比較すると「女性が働きやすい状況にある」と回答する人の割合が増えていますが、その反面、依然として、結婚・出産を機に仕事をやめる人もいます。また、仕事と生活の調和がとれず、自分たちが希望する子どもの人数を持てない夫婦もいます。

また、これまで、これらの問題を女性側の問題として捉えがちでしたが、男性側の問題としても捉える必要があります。仕事中心の男性が、家事・育児・介護をともに担うことで、女性の^{※1}ワーク・ライフ・バランスが実現するという側面があります。それぞれの職業生活と家庭生活におけるバランスがとれる社会を実現できるよう、制度、サービスの充実と、意識改革を行っていく必要があります。

めざす方向

家庭生活と職業生活を両立させるためには、育児・介護をしながらでも仕事を続けられる環境が必要です。そのため、子育て支援施策と介護支援施策の充実を図ります。また、事業所に育児休業や介護休暇などに関する法令やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行い、雇用環境の向上に努めます。さらに、家事・育児・介護の分野においても、意識の啓発とともに、学習会等を実施することで、男女共同参画を推進します。

※1 ワーク・ライフ・バランス

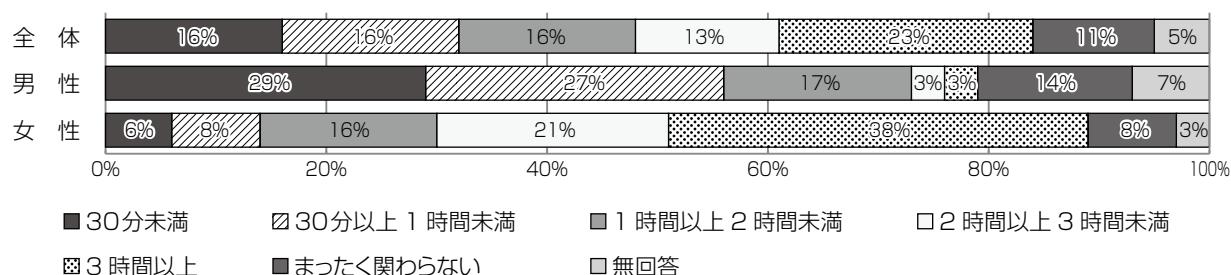
一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる状態。

【評価指標】

項 目	実 績 値 (2016 年度)	目 標 値 (2021 年度)	目 標 値 (2026 年度)
通常保育待機児童（各年度 4 月 1 日現在）	0 人	0 人	0 人
放課後児童クラブ	開設 6 小学校区	開設全小学校区	開設全小学校区
※1 病児保育	・広域利用不可 ・町内 0 箇所	・広域利用可能 ・町内 0 箇所	・広域利用可能 ・町内 1 箇所
父親の子育て参画事業	年 0 回	年 2 回	年 2 回
町民意識調査において「家事・育児・介護にまったく関わらない男性」の割合 ※図表 4・5	平日 14% 休日 12%	平日 10% 休日 10%	平日 5% 休日 5%

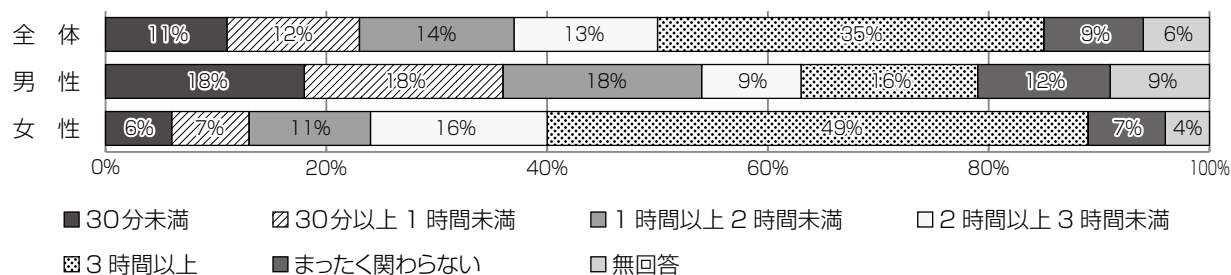
《図表 4》

あなたが家事・育児・介護に携わる時間は、一日平均どのくらいになりますか。（平日）



《図表 5》

あなたが家事・育児・介護に携わる時間は、一日平均どのくらいになりますか。（休日）



（資料 H28 男女共同参画に関する町民意識調査）

※1 病児保育

子どもが病気になったとき、保護者が勤務で自宅での保育が困難な場合、一時的に児童を預かるもの。広域利用とは、町内に病児保育を行う施設がなくても、市町村域を超えて利用すること。

【施策の方向】

具体的施策① 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

項 目	所 管
矢掛町子ども・子育て支援事業計画の推進	保健福祉課
多様な保育サービスの推進 ・延長保育 ・一時保育 ・病児保育 ・広域保育 ・私的契約児保育 ・幼稚園における預かり保育 ・放課後児童クラブ	保健福祉課 教 育 課
地域における子育て支援の充実 ・地域子育て支援拠点施設における土日開所 ・妊娠期からの子育て支援 父親の子育て参画事業 ・ ^{※1} 赤ちゃんの駅の登録及び新規整備 ・各地区公民館における子育て支援事業の充実	保健福祉課 教 育 課

具体的施策② 介護支援体制の充実と整備

項 目	所 管
住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実	保健福祉課
認知症の初期支援や相談窓口の設置等の推進	保健福祉課
運動機能の向上等を図る介護予防教室の充実	保健福祉課

具体的施策③ 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

項 目	所 管
事業主に対する育児・介護休暇制度の周知・啓発	産業観光課 総務企画課
育児・介護の両立のための情報提供	保健福祉課 総務企画課

具体的施策④ 家事・育児・介護における男女共同参画の推進

項 目	所 管
男女がともに担う家事・育児・介護等の促進	総務企画課 保健福祉課
働き方改革の周知	総務企画課

※1 赤ちゃんの駅

乳幼児連れの家族が安心して外出できるよう「授乳」や「おむつ交換」のために利用できる施設。

重点目標（２）政策・方針決定過程における女性の参画促進

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針に男女両方の視点が反映される必要があります。本町における審議会等の女性登用率も、増加傾向にあるものの、国の目標とする30%には依然として届いていません。子育ての分野など以前から女性参画が進んでいた分野の委員会においては、女性委員の人数が多いものの、他の分野については女性委員の登用率が低いという傾向もみられます。政策・方針決定に女性の意見や視点が十分反映されるためには、あらゆる分野で、性別によらず個人の適性により女性の登用を進めていかななくてはなりません。

また、日本各地で大規模な災害が発生する中で、防災分野についても「男女共同参画の視点」が重要視されています。しかしながら、防災・復興の方針を決定する過程への女性の参画はまだ十分に進んでおらず、決定過程にも女性が参画し、女性の意見や視点を十分に反映することが必要です。

めざす方向

行政における女性登用を積極的に進めるとともに、企業・地域団体等における女性の参画を推進するための啓発活動を行います。

【評価指標】

項 目	実 績 値	目 標 値 (2021 年度)	目 標 値 (2026 年度)
委員会等への女性登用率	24.1% (2015 年)	30.0%	30.0%
女性消防団員の人数	7 人 (2016 年)	10 人	14 人

【施策の方向】

具体的施策① 行政における女性の参画推進

項 目	所 管
女性委員がいない審議会、委員会等の解消	全 課
女性の積極的な登用の促進	全 課

具体的施策② 企業・地域団体等における女性の参画推進

項 目	所 管
啓発活動の促進と情報提供	総務企画課
女性消防団員の増員	総務企画課

重点目標（3）雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

現状と課題

少子化、高齢化が進行する中で、働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮できる社会を実現することは非常に重要です。しかしながら、結婚、出産、育児が理由で離職する女性は多くいます。女性の就業について「一生働き続ける方がよい」と考える人がいる一方、「子どもが小さいうちは、家庭にいた方がよい」と考える人も多く、女性の職業生活において、「出産・育児」は大きな意味を持っているといえます。働き方に対するニーズも多様化しており、社会がそれに対応していく必要があります。

パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進する反面、男性と比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が貧困に陥りやすい背景となっているほか、正規雇用と非正規雇用の間の格差が男女間の格差の一因となっているともいえます。働きたい女性が仕事と出産・育児、介護などの二者択一を迫られることなく、働き続けることのできる環境づくりが求められています。

めざす方向

雇用分野において、希望する人が整備されている法律を活用できるようにする必要があります。関係機関と連携を図り、実質的な男女の雇用機会均等の確保に向けた取組みを企業等に働きかけていきます。



【評価指標】

項 目	実 績 値 (2016 年度)	目 標 値 (2021 年度)	目 標 値 (2026 年度)
町民意識調査において「現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思う」と回答した人の割合 ※図表 3	45%	50%	60%

【施策の方向】

具体的施策① 女性の妊娠・出産に関する健康対策の促進

項 目	所 管
事業主に対する産休、育休制度の情報提供 妊娠、出産に対する健康管理の重要性についての情報提供	総務企画課

具体的施策② 職場における男女共同参画の推進

項 目	所 管
男女雇用機会均等法等関係法令の周知や企業等の積極的改善措置 (※1 ポジティブ・アクション) の推進	総務企画課
雇用の場における男女平等意識の啓発	総務企画課 産業観光課
※2 セクシャル・ハラスメント、 ※3 マタニティ・ハラスメント、 ※4 パワー・ハラスメント防止対策の促進	総務企画課

※1 ポジティブ・アクション

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

※2 セクシャル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動。

※3 マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育休などを理由とし、不利益な取り扱いをしたり、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為のこと。

※4 パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・肉体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為のこと。

基本目標Ⅲ 男女の人権がともに尊重される社会づくり

男女共同参画社会は、「安心して生活できる社会」の上に成り立っています。性別、年齢、立場等に関わらず、一人ひとりの人権が尊重されなくてはなりません。

しかしながら、依然として、夫婦や恋人間の暴力（DV）^{※1}、性犯罪、ストーカー等の暴力は存在しています。また、高度情報社会が進展する一方で、性差別を助長する表現により、個人の尊厳が傷つけられたり、個人情報の流出により犯罪に巻き込まれたりといった問題も発生しています。これらは、深刻な人権侵害であり、対処していかななくてはなりません。

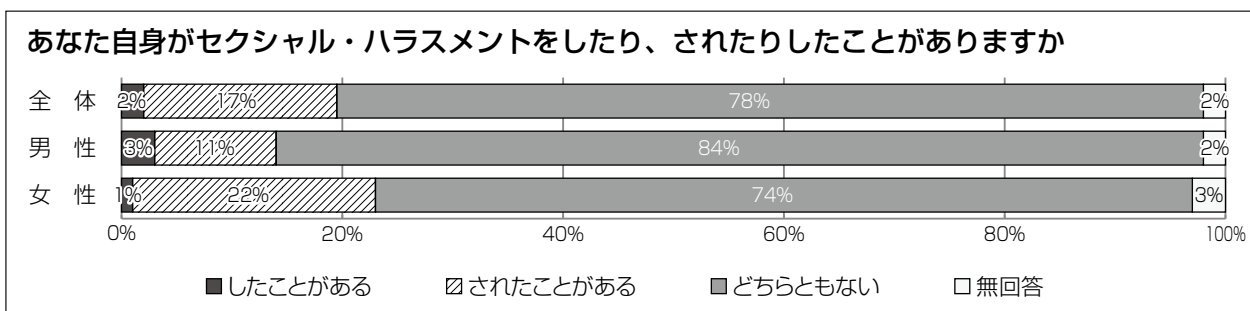
また、女性には、妊娠や出産など男性とは異なる健康上の特性があることから、心と体の健康づくりを支援します。さらに、経済状況の変化に伴い、生活上の困難に直面している人が増加している中で、さまざまな困難な状況におかれている人々への支援にも取り組みます。

※1 DV

ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含む。

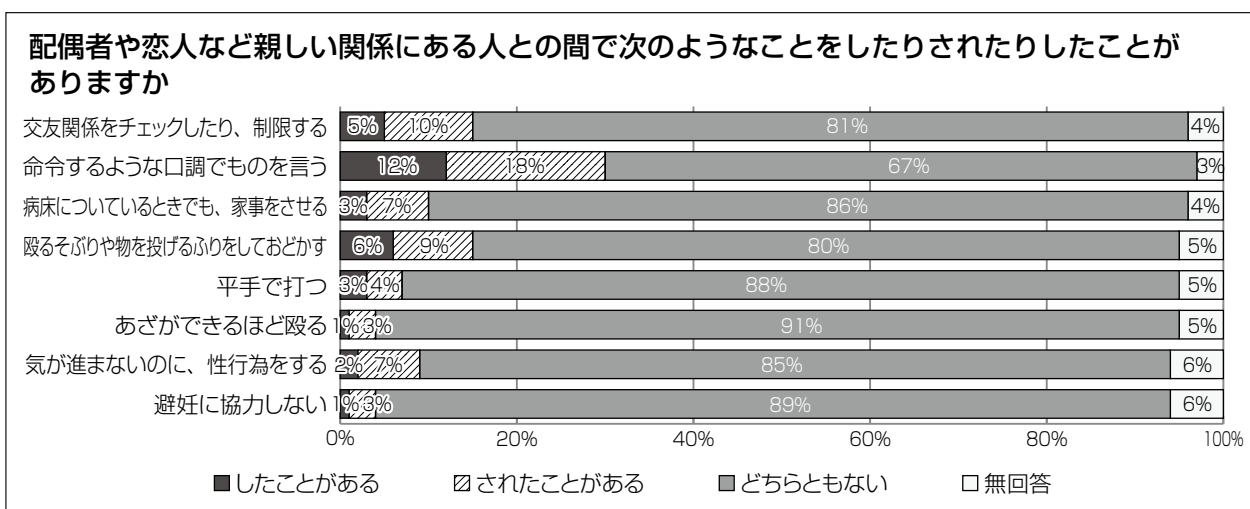


《図表 6》



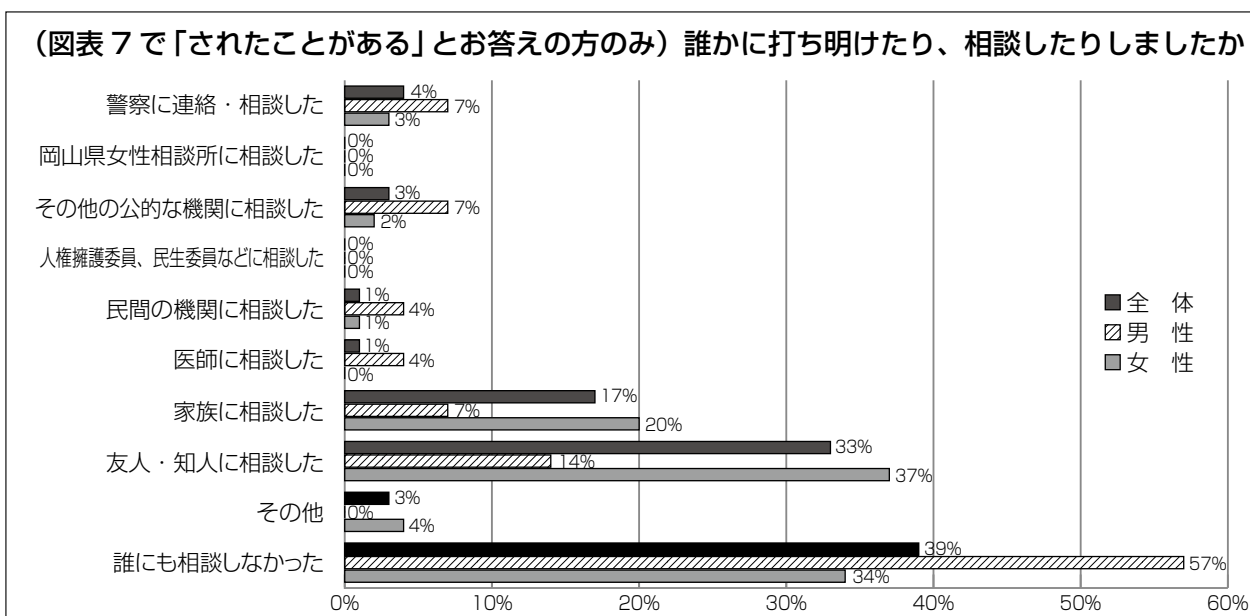
(資料 H28 男女共同参画に関する町民意識調査)

《図表 7》



(資料 H28 男女共同参画に関する町民意識調査)

《図表 8》



(資料 H28 男女共同参画に関する町民意識調査)

重点目標（１）配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

暴力は人間の尊厳を踏みにじる人権侵害であり、性別、間柄によらず決して許されるべきものではありません。男女間の暴力は配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などさまざまです。配偶者暴力防止法が施行されていますが、依然男女間の暴力は存在しています。暴力の被害者となるのは、女性の方が多い結果となっており、依然、女性に対する固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係が存在することを裏付けています。しかしながら、女性から男性に対する暴力も存在しており、「男性は強くあるべき」「女性から暴力を受けるなど情けない」などの意識から表面化していないケースもあると考えられます。また、「暴力」の捉え方は個人によって異なっており、加害者が暴力として認識していなくとも、被害者は傷ついているというケースもあります。社会全体で、皆が個人として尊重され、「暴力を許さない」という気運を醸成していくことが必要です。また、被害者を速やかに保護し安全を確保できるよう、相談体制の構築も必要不可欠です。

また、若い世代においては、交際相手からの暴力（デート DV）も存在しています。暴力を「愛されているからだ」と認識する被害者もあり、自分が被害者とは気づかず、相手に依存してしまうこともあります。DV、デート DV に関する知識を若者にも周知し、予防啓発を促進していく必要があります。

めざす方向

暴力根絶のために意識の啓発を推進するとともに、被害者を速やかに保護し安全を確保できるよう、関係機関と連携を図ります。



【評価指標】

項 目	実 績 値 (2016 年度)	目 標 値 (2021 年度)	目 標 値 (2026 年度)
被害を受けた人のうち、誰にも相談しなかったという人の割合 ※図表 8	39%	30%	20%

【施策の方向】

具体的施策① 暴力根絶のための基盤づくり

項 目	所 管
若年層に対する予防啓発	総務企画課 教 育 課
セクシャル・ハラスメント防止や DV 防止のための啓発活動	総務企画課

具体的施策② あらゆる暴力への対策

項 目	所 管
相談機関及び警察との連携	保健福祉課
被害者の一時保護に関する協力体制の確立	保健福祉課 関 係 各 課
被害者への自立支援	保健福祉課 関 係 各 課

重点目標（２）メディアにおける人権の尊重

現状と課題

インターネットの普及により、簡単に膨大な情報を手に入れることが可能になりました。私たちの生活はより便利なものになりましたが、それらの情報の中には、男女差別を助長するような表現や、誤った情報も多く存在します。情報を出す側は、男女共同参画の視点から問題がないかどうか見直す必要があります。また、情報を受け取る側も、惑わされることなく、主体的に情報を読み解いていく力（メディア・リテラシー^{※1}）を身に付けなければなりません。また、^{※2}ソーシャル・ネットワーキング・サービスの急激な普及により、それらが悪用され、青少年が犯罪に巻き込まれることもあります。

男女それぞれの人権を尊重した表現を推奨するとともに、日々発達する情報社会に対応する施策を行う必要があります。

めざす方向

広報紙や町のホームページにおいて、表現方法について意識の啓発を行うとともに、町の発行する刊行物については男女共同参画の視点からも内容を精査します。また、高度情報社会に対応するため、外部機関とも連携し、とりわけ青少年のメディア・リテラシーの向上に努めます。

※1 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

※2 ソーシャル・ネットワーキング・サービス

略してSNSと表記されることもある。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

【評価指標】

項 目	実 績 値 (2016 年度)	目 標 値 (2021 年度)	目 標 値 (2026 年度)
インターネットモラル教室の実施	8 校	現状維持	現状維持

【施策の方向】

具体的施策① 男女の人権を尊重した表現の推進

項 目	所 管
広報に対する意識啓発の推進	総務企画課
町の発行する刊行物への配慮	全 課

具体的施策② 高度情報社会における新たな課題への対応

項 目	所 管
インターネットモラル教室（児童・生徒に対するソーシャル・ネットワーキング・サービス、インターネットの使い方を注意喚起するもの）等の実施	教 育 課



重点目標（3）生涯を通じた健康支援

現状と課題

男女共同参画社会の形成において、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持つことが重要です。女性は、妊娠・出産の可能性など、生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することがあるため、^{※1}「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の観点から、健康支援を行う必要があります。また、男性も、男性特有の病気にかかるリスクがあります。男女ともに、生涯を通じて健康な生活が送れるよう、健康支援を進めていかなくてはなりません。

めざす方向

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の観点から、命の大切さや正しい性の知識の普及を進めます。また、それを実現するための環境を作るために、妊娠前から、妊娠、出産、子育て、それぞれのステージでの支援を行います。男女がともに、生涯を通じて健康に過ごせるよう、総合的に支援するための取組みを推進していきます。

【評価指標】

項 目	実 績 値 (2015 年度)	目 標 値 (2021 年度)	目 標 値 (2026 年度)
1 歳 6 か月児健康診査受診率	95.1%	97%	100%
3 歳児健康診査受診率	94.3%	97%	100%
子宮がん検診の受診率	21.0%	35%	50%
乳がん検診（マンモ）の受診率	17.4%	35%	50%
前立腺がん検診の受診率	21.6%	35%	50%
妊婦歯科検診の受診率	29.9%	40%	50%

※1 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

【施策の方向】

具体的施策① 生涯における健康増進対策の促進

項 目	所 管
乳がん、子宮がん、前立腺がん検診の受診率の向上	保健福祉課
健康に関する相談業務の実施	保健福祉課
食育に関する知識の普及啓発	保健福祉課

具体的施策② 性と生殖の健康の重要性に対する意識啓発

項 目	所 管
※ ¹ 妊孕性に関する知識の普及啓発	保健福祉課
乳幼児とのふれあい	保健福祉課 教 育 課

具体的施策③ 妊娠・出産における健康支援

項 目	所 管
不妊症・不育症に対する助成、相談事業の実施	保健福祉課
母子健康手帳交付時における諸制度の普及啓発	保健福祉課
妊娠・出産に関する正しい知識の普及活動	保健福祉課
妊婦健診、相談支援等の実施	保健福祉課

※¹ 妊孕性
妊娠のしやすさのこと。



重点目標（４）生活困難を抱える人への支援

現状と課題

社会や経済の状況が急激に変化していく中で、私たちを取り巻く環境はさまざまで、経済的、身体的、精神的な困難を抱えている人も多くいます。

特に、ひとり親家庭については、経済的な困難だけでなく、一人で育児・家事等を行うなどの負担が大きく、経済的な支援だけでなく、複合的な支援が求められています。

また、高齢社会の進行とともに、一人暮らしの高齢者も増加しています。一人暮らしになると他者との関わりが減り、孤独死や認知症の進行などのリスクが高くなる傾向があります。男性は、妻が亡くなったり施設に入所したりした場合に、家事ができず困るというケースが見られます。女性は、男性より平均寿命が長いため、高齢者で一人暮らしになる傾向があります。男女とも人との関わりを持ち、孤立しない地域を築いていく必要があります。

めざす方向

ひとり親家庭の自立支援を行うとともに、高齢者の孤立防止のための施策を実施していきます。男女共同参画の視点からも「**④**さしさにあふれ **⑤**いてきで **⑥**んきなまちづくり」が実現されるよう、経済面、精神面、生活面など多方向から支援に努めます。



【評価指標】

項 目	実 績 値 (2015 年度)	目 標 値 (2021 年度)	目 標 値 (2026 年度)
男性料理教室の登録人数	22 人	26 人	30 人
いきいきサロンにおける男性の比率	33% (男性 591 人、 女性 1,188 人)	36%	40%

【施策の方向】

具体的施策① ひとり親家庭の自立支援

項 目	所 管
ひとり親家庭の生活の安定を図る経済面での支援	保健福祉課 教 育 課
ひとり親家庭に対する相談受付、情報提供	保健福祉課

具体的施策② 高齢者の孤立防止

項 目	所 管
見守り事業の実施	保健福祉課 社会福祉協議会
老人福祉センターの活用	保健福祉課
いきいきサロンの実施	社会福祉協議会
男性料理教室の実施	社会福祉協議会



第4章 計画の推進体制

1 庁内推進体制の充実

「矢掛町男女共同参画プラン」の基本理念を生かし、男女共同参画社会が実現できるよう関係各課と連携を図り、全庁的に計画を推進します。

2 関係機関との連携協力

計画の推進にあたり、地域団体・グループ、企業等との連携を密にし、計画内容の周知、各種情報の提供やネットワークづくりの支援に努めます。

また、男女共同参画に関わる施策は広範囲かつ多岐にわたります。国・県や関係機関との連携に努め、情報の共有化や事業協力を図り効率的に施策を推進します。

3 計画の進行管理

計画の進捗状況について、定期的に取り組状況や数値目標の達成状況を把握し、審議会に報告します。また、必要に応じて、施策や数値目標の見直しを行い、実効性のある施策推進を図ります。



第5章 資 料

◆矢掛町男女共同参画推進審議会委員名簿	30
◆男女共同参画に関する町民意識調査の集計結果	31
◆矢掛町男女共同参画推進条例	47
◆男女共同参画社会基本法(抄)	49
◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抄)	51
◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(抄)	58

矢掛町男女共同参画推進審議会委員名簿

役 職	氏 名	選出区分
会 長	岡 本 緑	関係団体を代表する者
副 会 長	伊 達 佳 枝	人権擁護委員
委 員	江 尻 健 二	町議会議員
委 員	笹 井 愛 子	町議会議員
委 員	藤 原 立 志	社会教育指導員
委 員	高 月 憲二郎	識 見 者
委 員	佐 伯 健次郎	識 見 者
委 員	武 田 真佐子	識 見 者
委 員	長 尾 人 志	識 見 者
委 員	岩 崎 恭 子	識 見 者

(敬称略)

◆男女共同参画に関する町民意識調査の集計結果

〔調査時期〕 平成 28 年 9 ～ 10 月

〔調査対象〕 住民基本台帳から無作為抽出した 20 歳以上の町民 1,000 人（男女各 500 人）

〔調査の方法〕 郵送により配布、回収

〔発送数〕 1,000 人

〔回答人数〕 409 人

問 1 あなたの性別を教えてください

男 性	女 性	無 回 答
173	235	1

問 2 あなたの年齢を教えてください

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代以上
全 体	55	79	72	88	67※1	48
男 性	23	27	27	45	32	19
女 性	32	52	45	43	34	29

※ 1 性別不明 1 名含む

問 3 あなたの配偶関係について教えてください

	未 婚	配偶者あり	配偶者なし(離別 若しくは死別)
全 体	94	279※2	36
男 性	52	112	9
女 性	42	166	27

※ 2 性別不明 1 名含む

問 3-1 （※配偶者ありとお答えの方のみ）共働きの状況について教えてください

共働きである	共働きでない	無回答
148	127	4

問 4 あなたのご家族（同居）の構成について教えてください

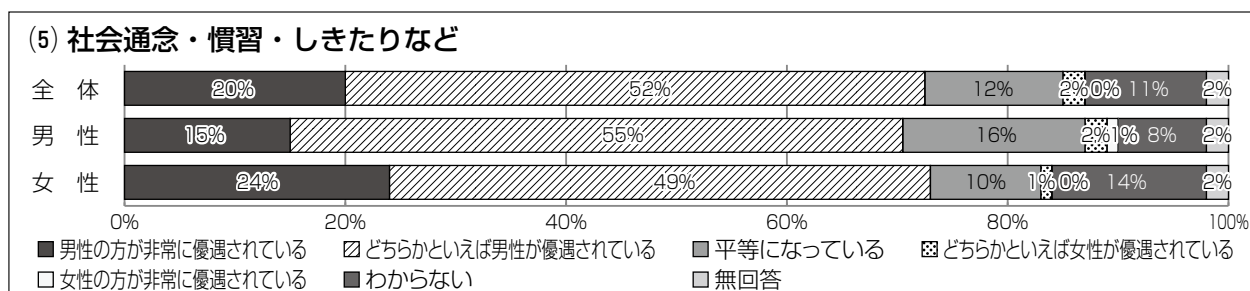
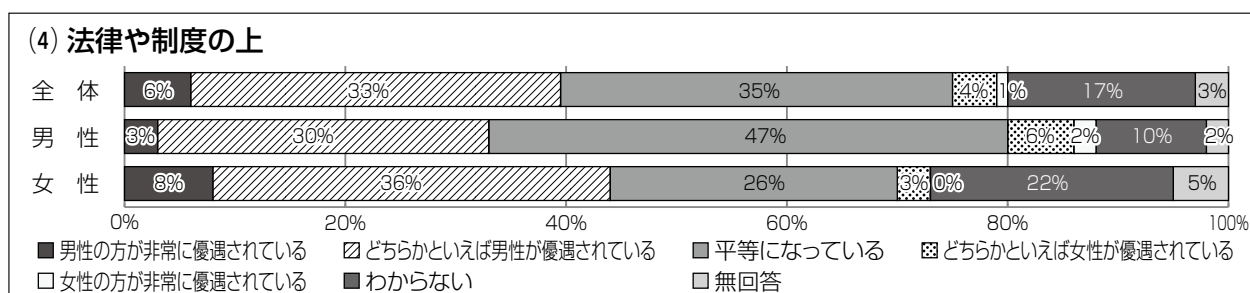
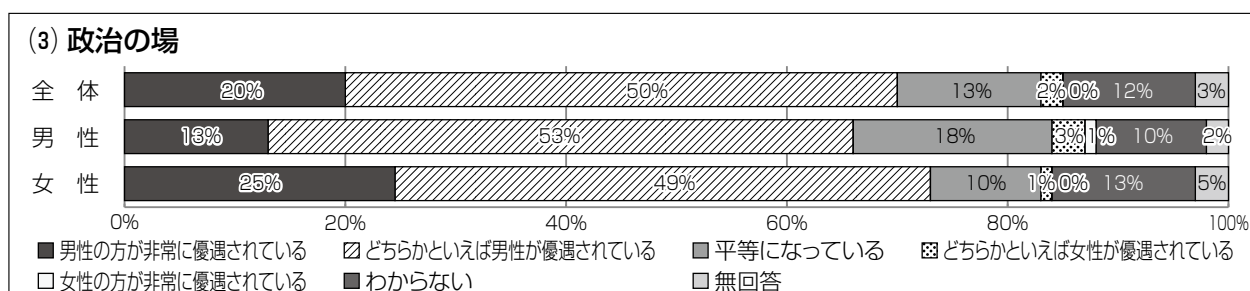
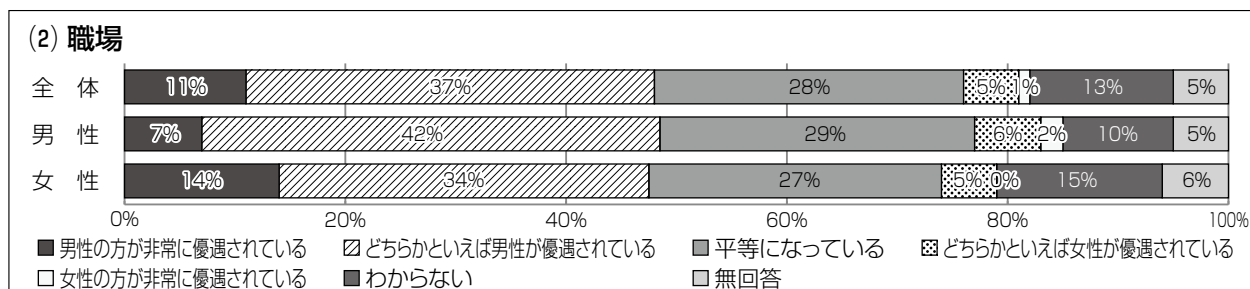
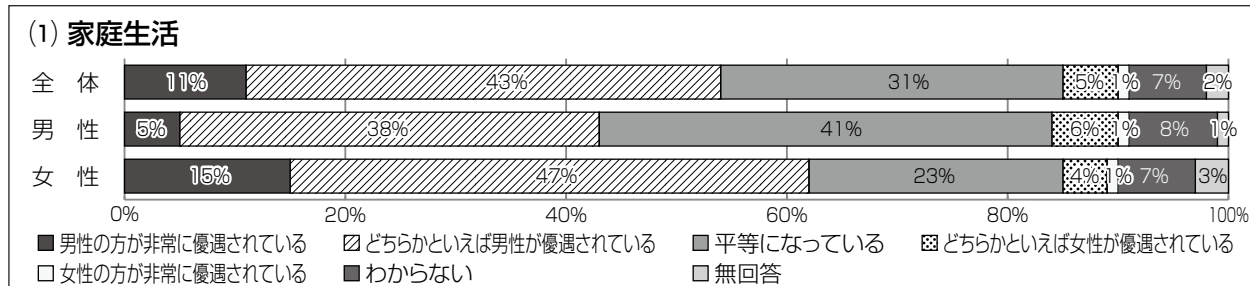
一人暮らし	夫婦のみ	親と子の 2 世代世帯	親, 子, 孫の 3 世代世帯	その他	無回答
18	52	202	113	22	2

問 5 あなたの職業を教えてください

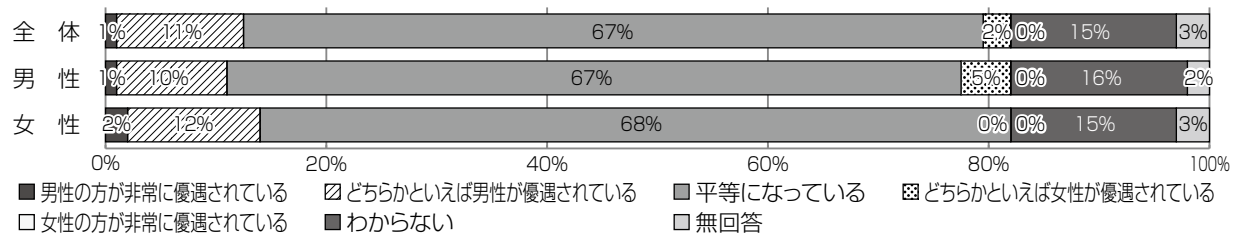
会 社 員	123	専業主婦(夫)	55
公 務 員	26	学 生	8
自 営 業	30	無 職	50
専 門 職	25	そ の 他	25
パート・アルバイト、派遣・契約・臨時職員	65	無 回 答	2

《男女の地位の平等について》

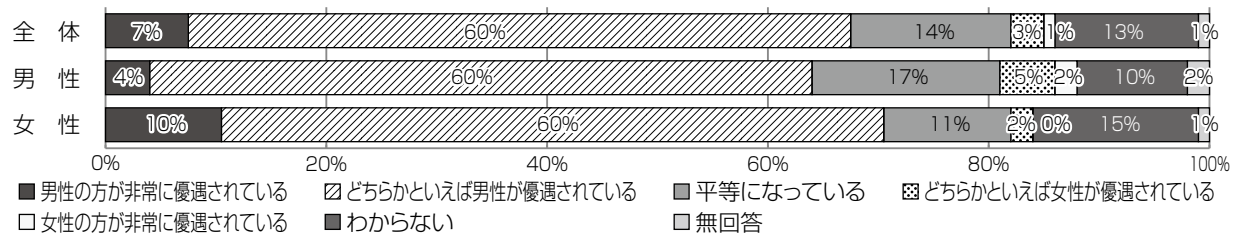
問6 次にあげる分野で、男女の平等がどの程度実現されていると思いますか



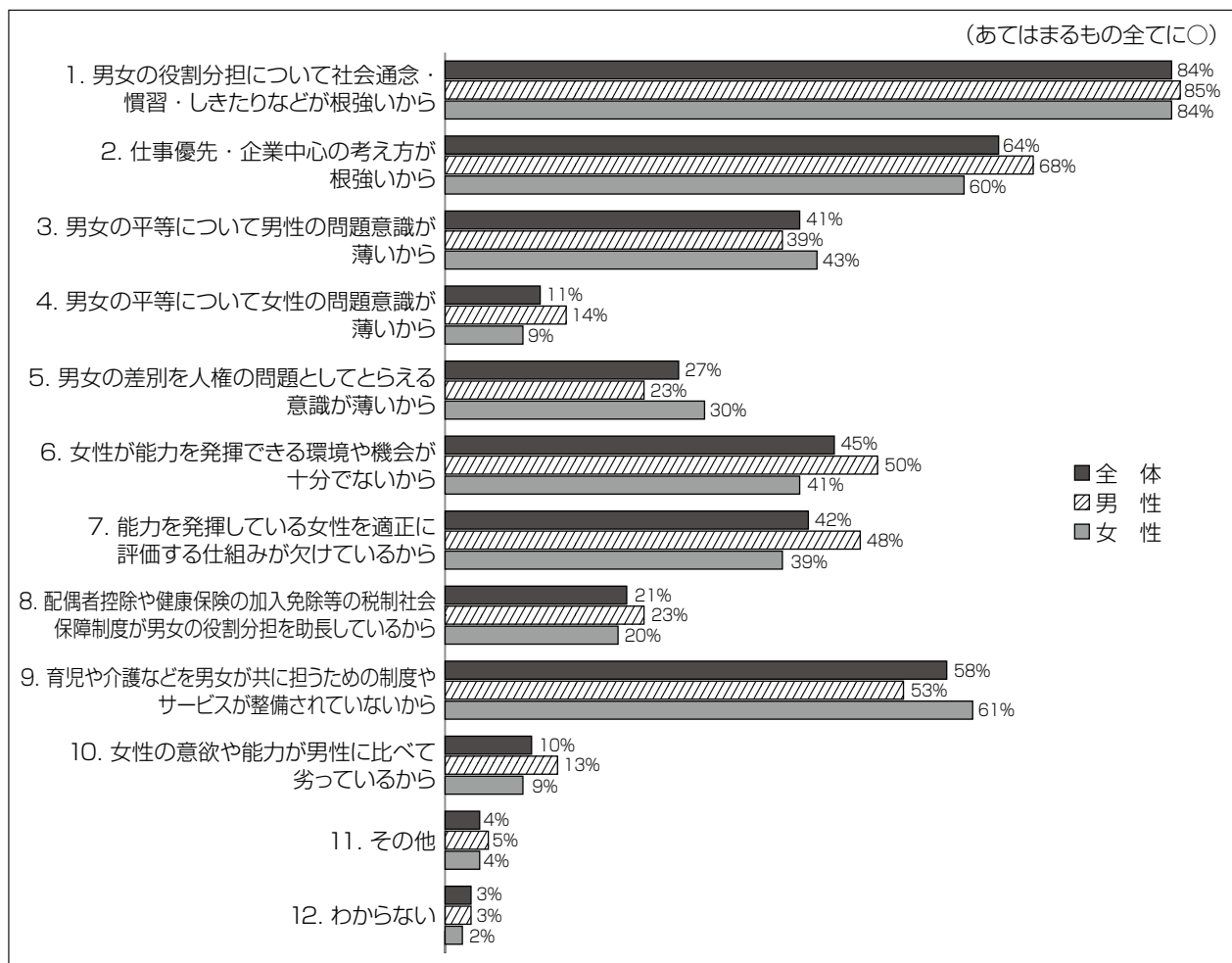
(6) 学校教育の場



(7) 社会全体では



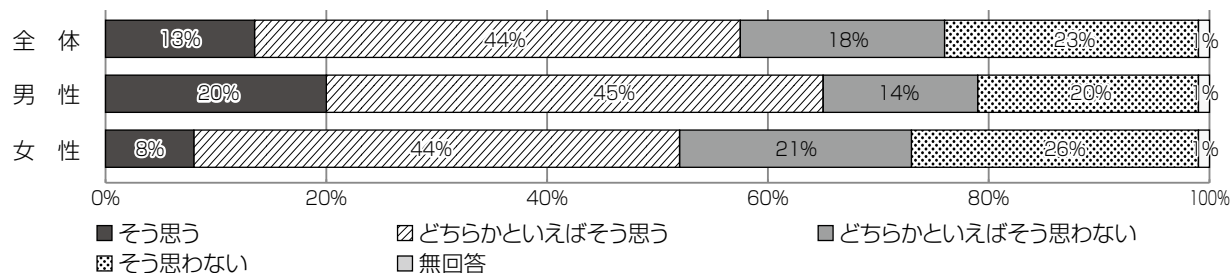
問 6-1 社会全体でみて、男性の方が優遇されている原因は何だと思いますか。
(前の質問で男性の方が優遇されていると回答された人のみ回答)



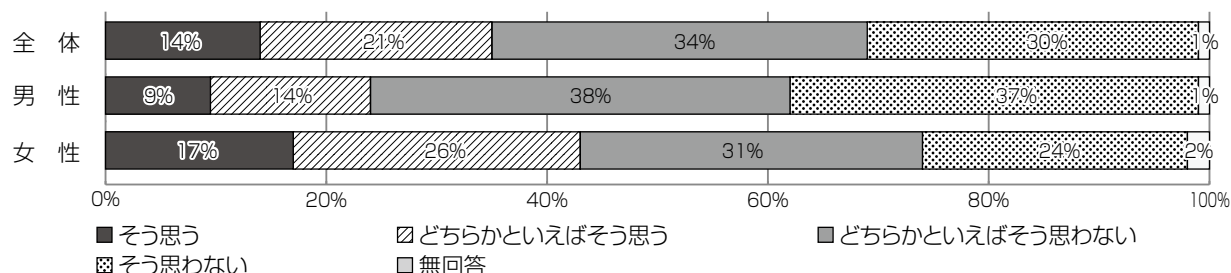
《結婚・家庭生活について》

問 7 結婚や家庭生活についてどのように考えますか。それぞれについてお答えください

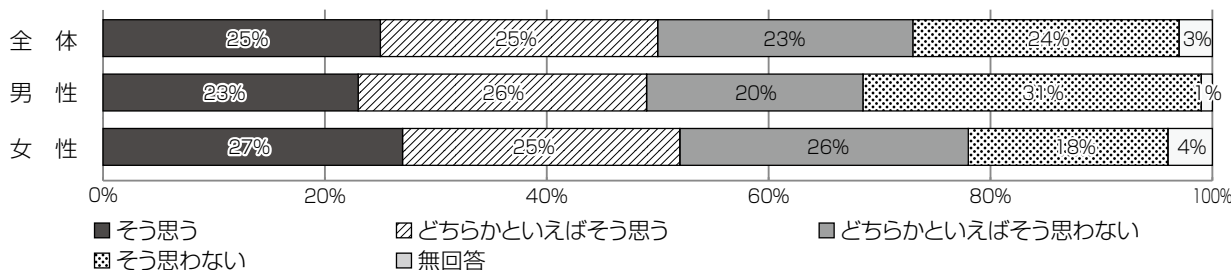
(1) 人間の幸福は結婚にあるのだから結婚したほうがよい



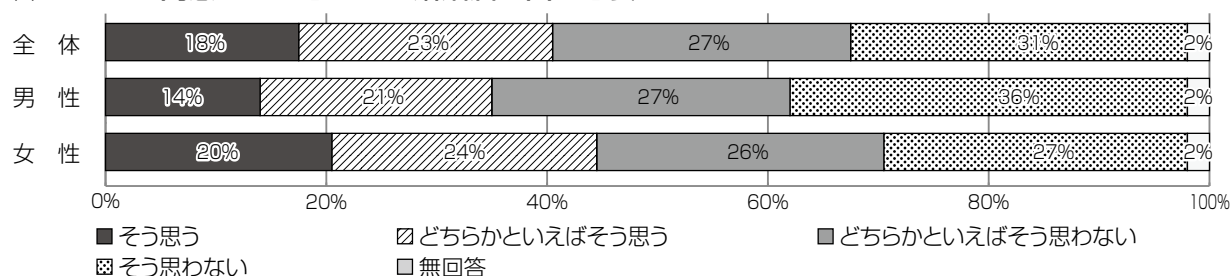
(2) 一人で暮らしていければ、あえて結婚する必要はない



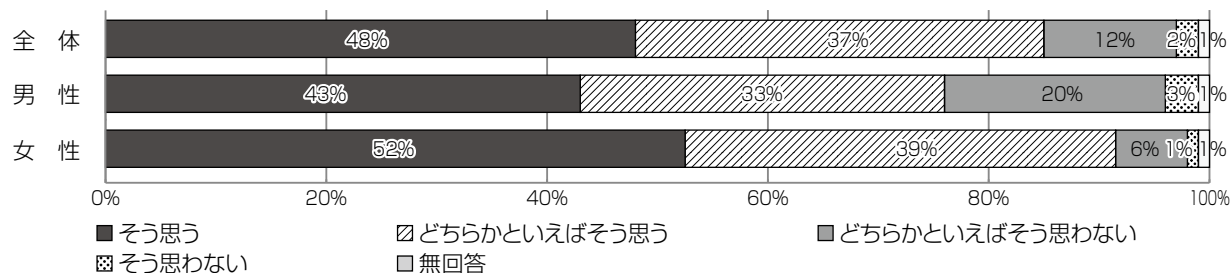
(3) 夫婦別姓の結婚が認められてもよい



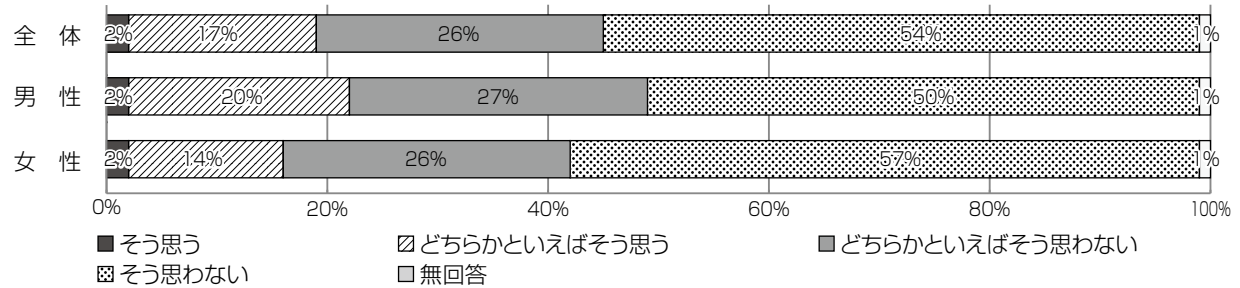
(4) お互いが同意すれば必ずしも婚姻届を出す必要はない



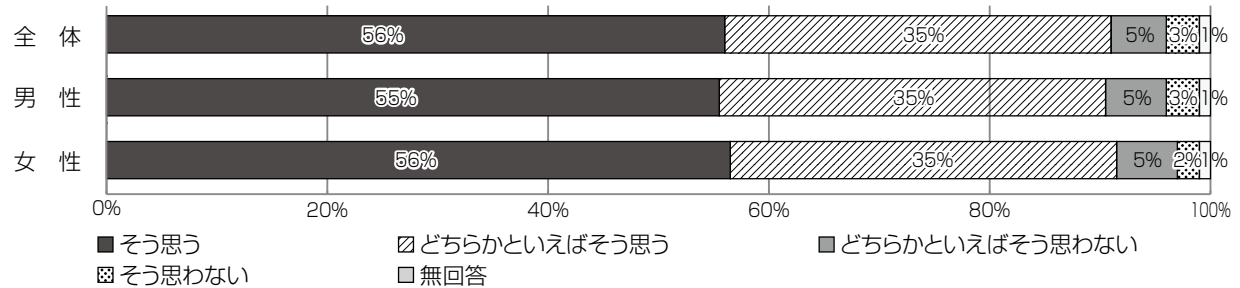
(5) 結婚しても上手くいかない時は、離婚もやむをえない



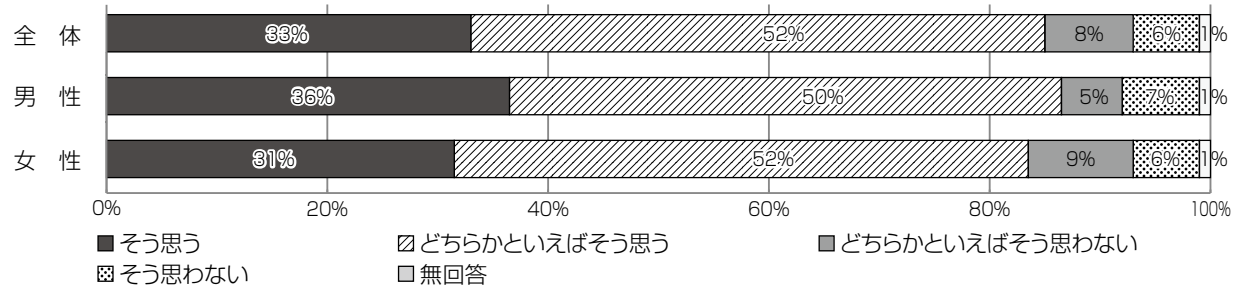
(6) 男は外で働き、女は家庭を守るものだ



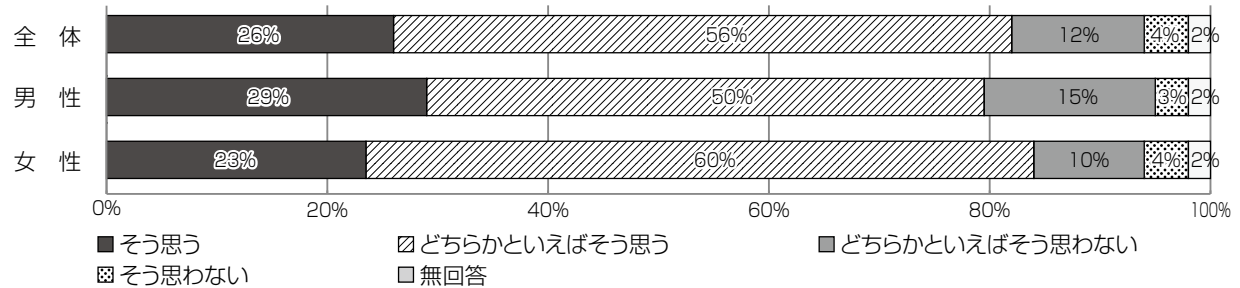
(7) 男も女も、どちらも仕事と家庭を両立できるのがよい



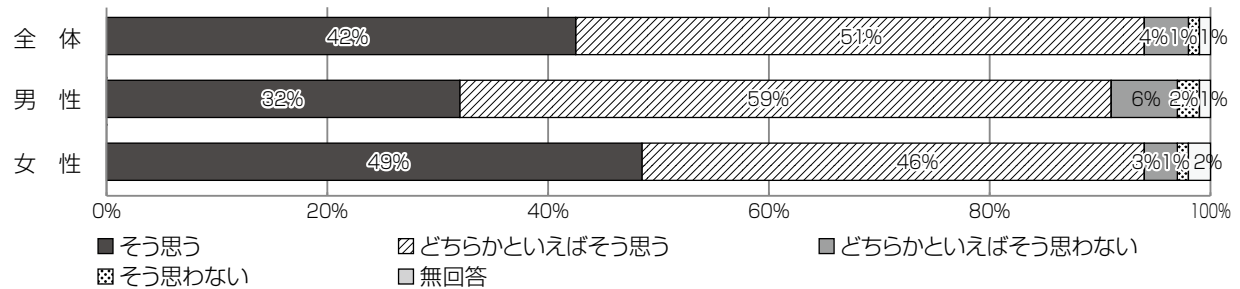
(8) 女性も外で働いた方がよいが、子どもが小さい時は家にいる方がよい



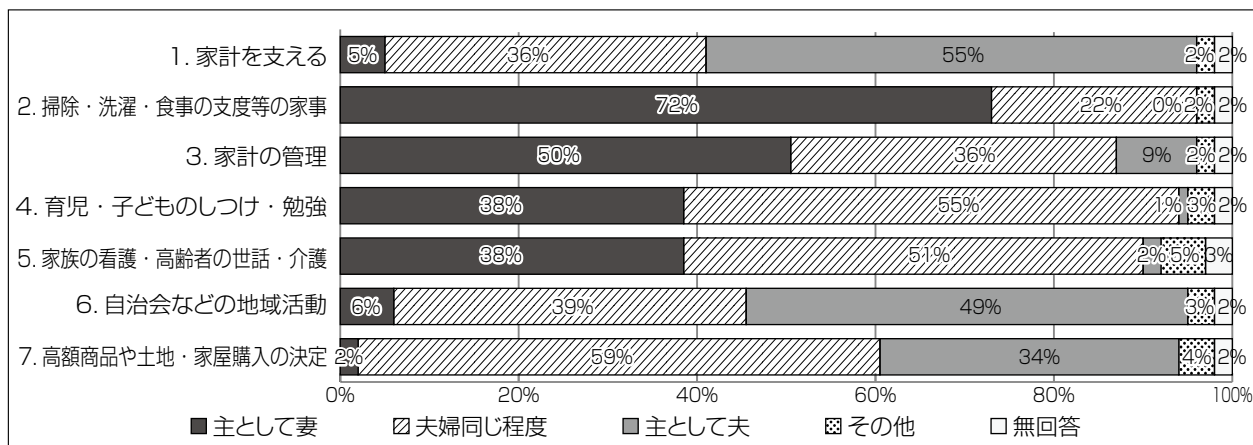
(9) 女性も経済的・社会的に自立し、社会的に責任を担う方がよい



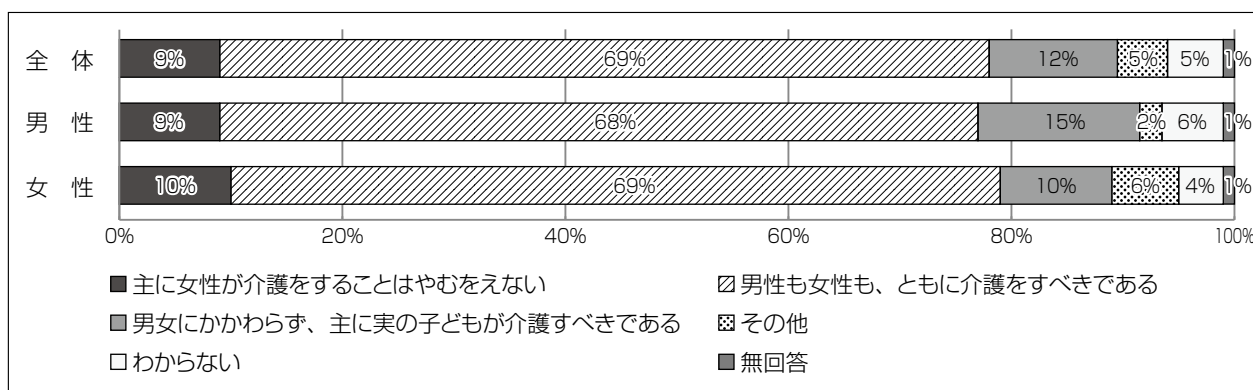
(10) 男性も家事・育児に責任を担うほうがよい



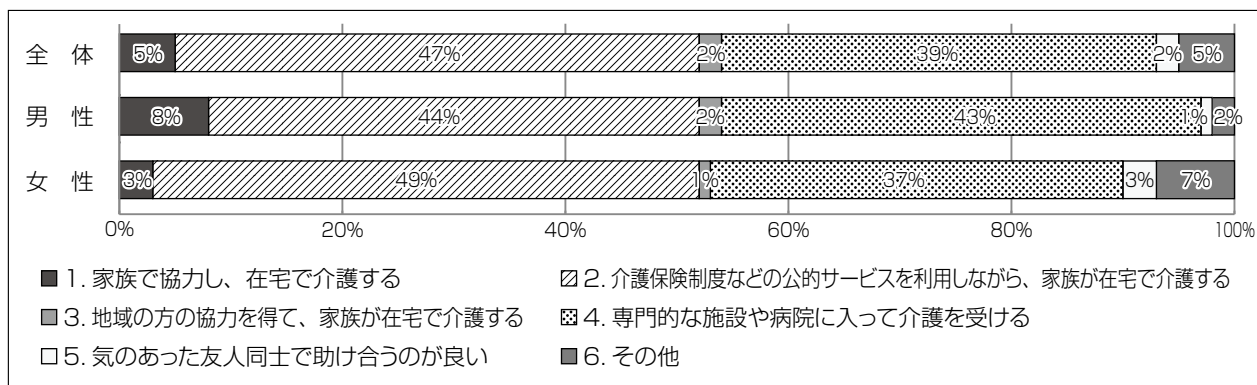
問8 あなたの家庭では次の仕事はどなたが主に担当されていますか



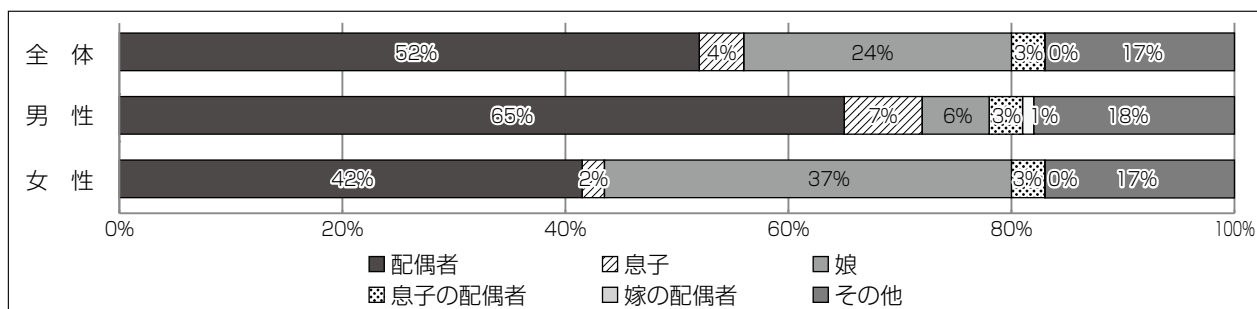
問9 家族の介護を行う事についてどのようにお考えですか



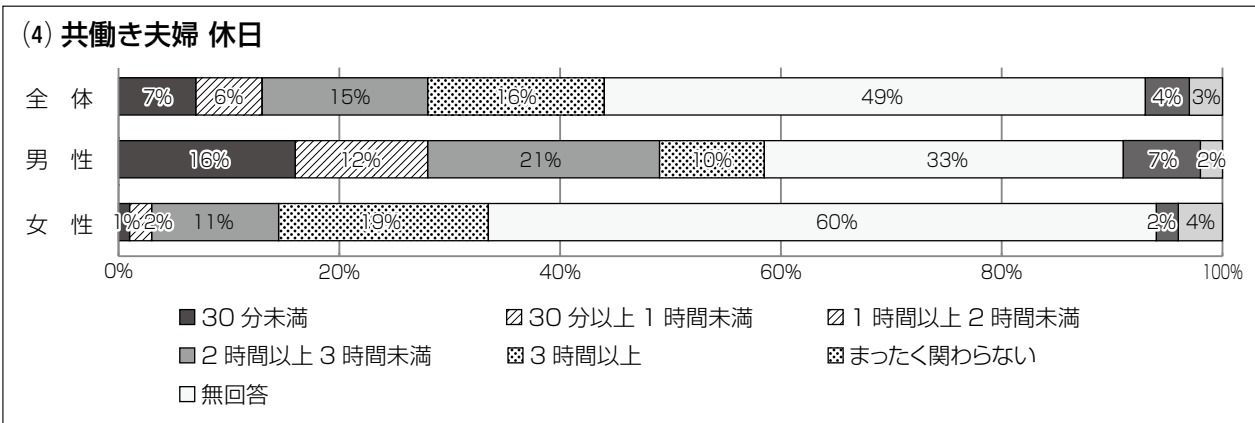
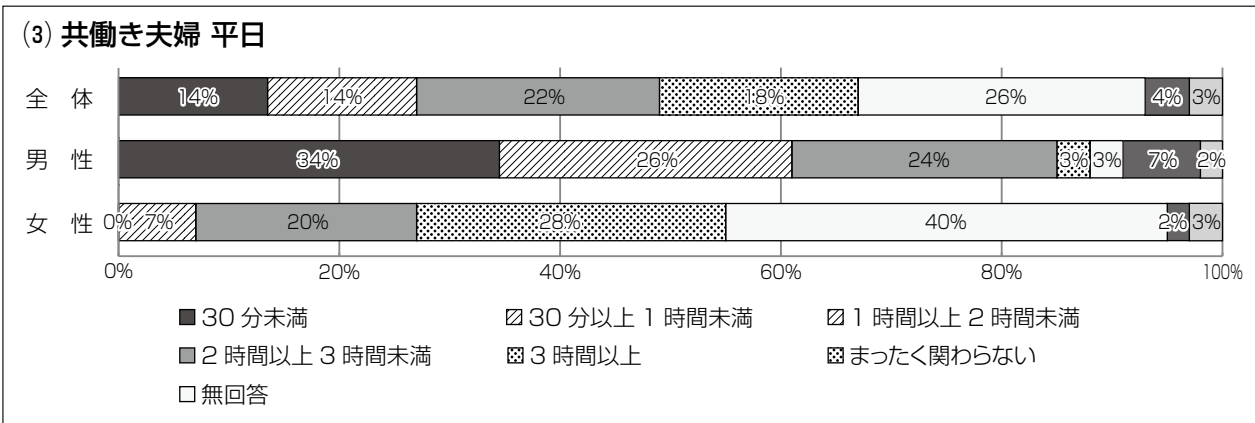
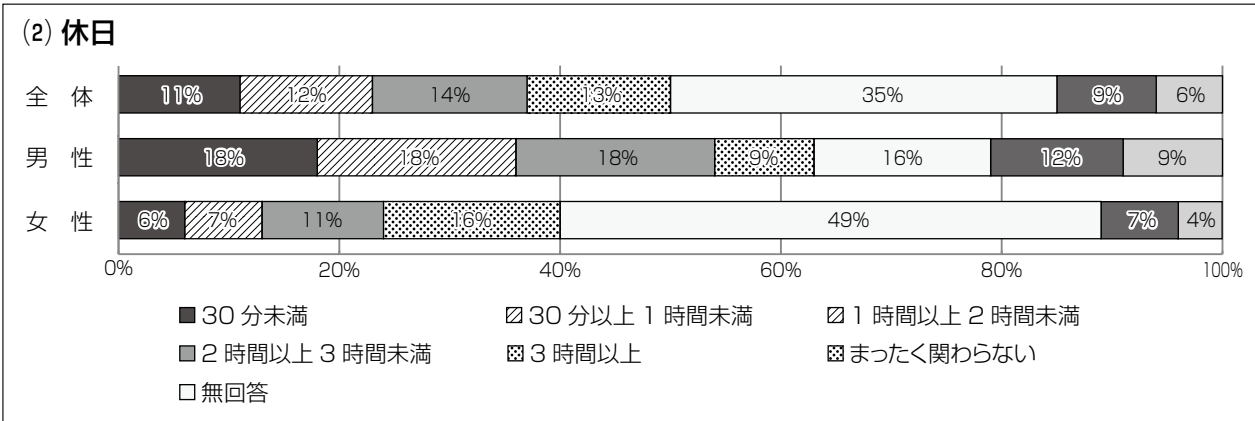
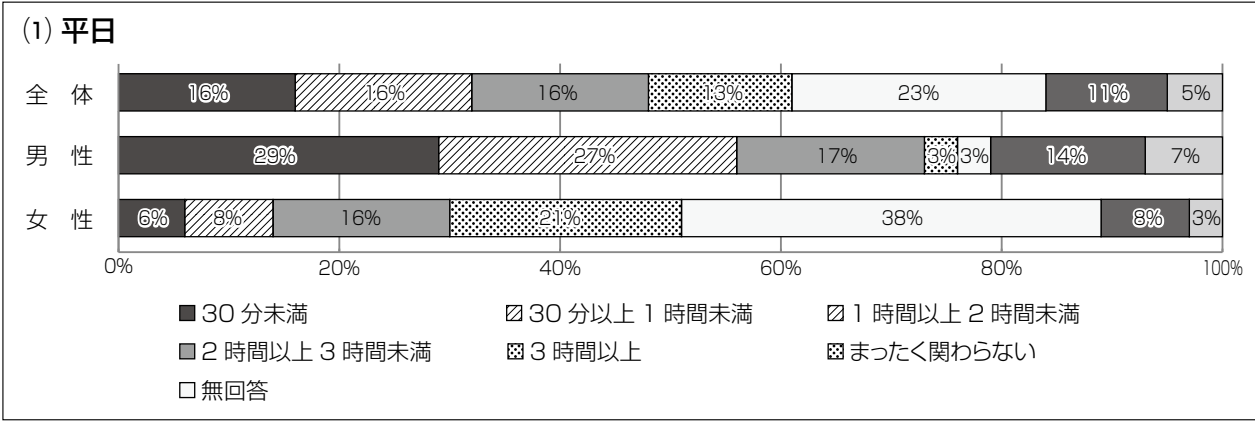
問10 高齢者の介護について、これからはどのようにするのがよいと思いますか



問10-1(前問で「1」または「2」を選択された方) あなたが将来介護が必要になった時、誰に介護してもらいたいですか



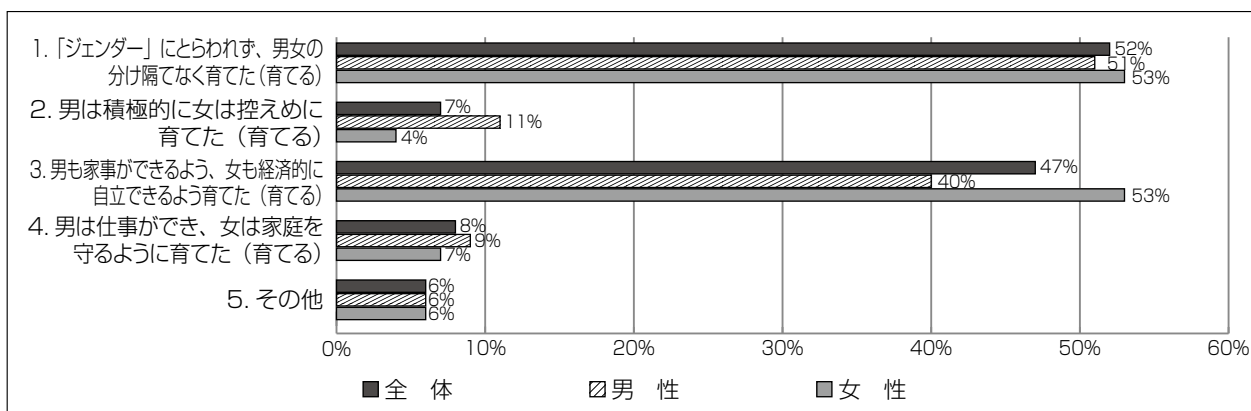
問 11 あなたが家事・育児・介護に携わる時間は一日どのくらいになりますか



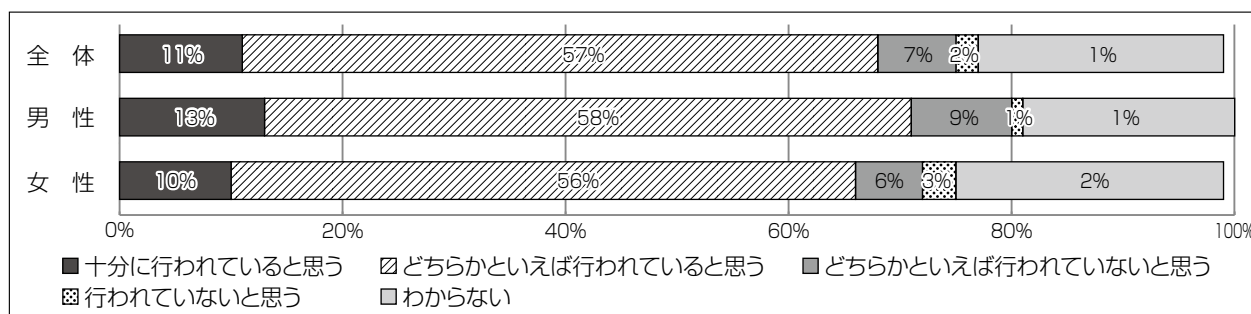
《教育について》

問12 お子さんをどのような方針で育てられましたか。また、どのように育てるつもりですか

(○は2つまで)

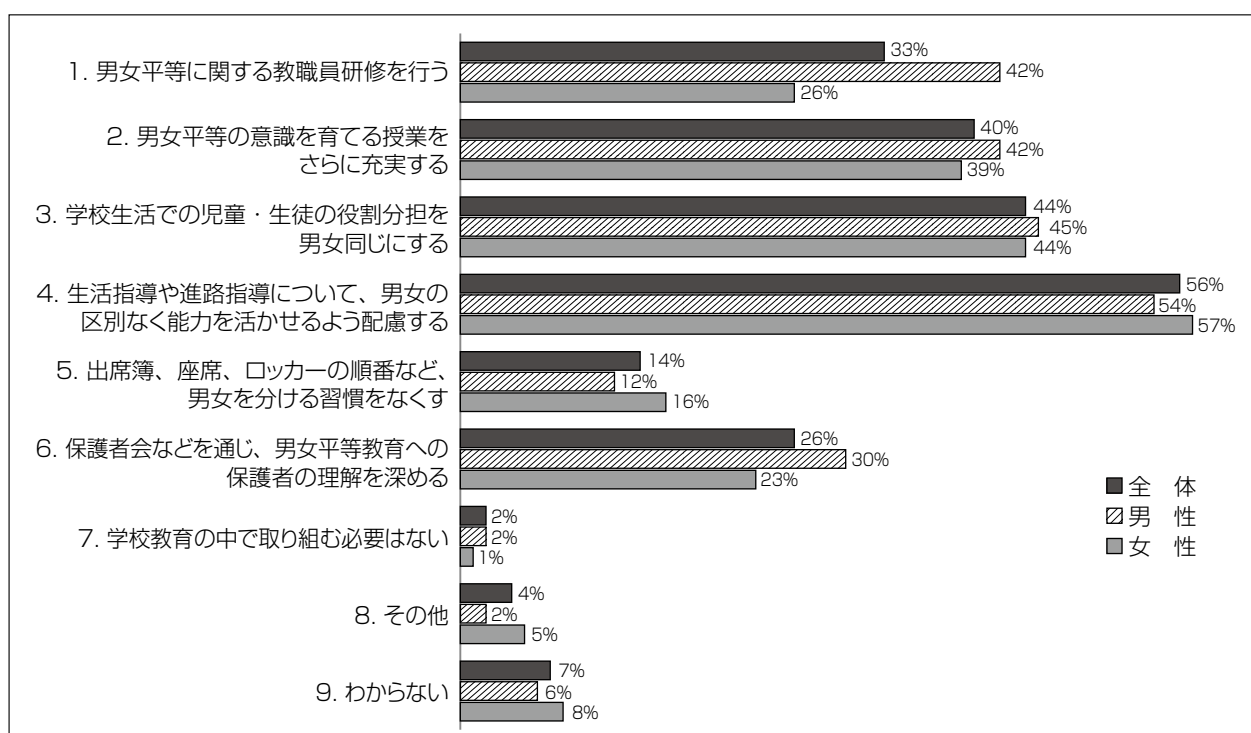


問13 現在の学校教育において男女平等に関する教育がどの程度行われていると思いますか



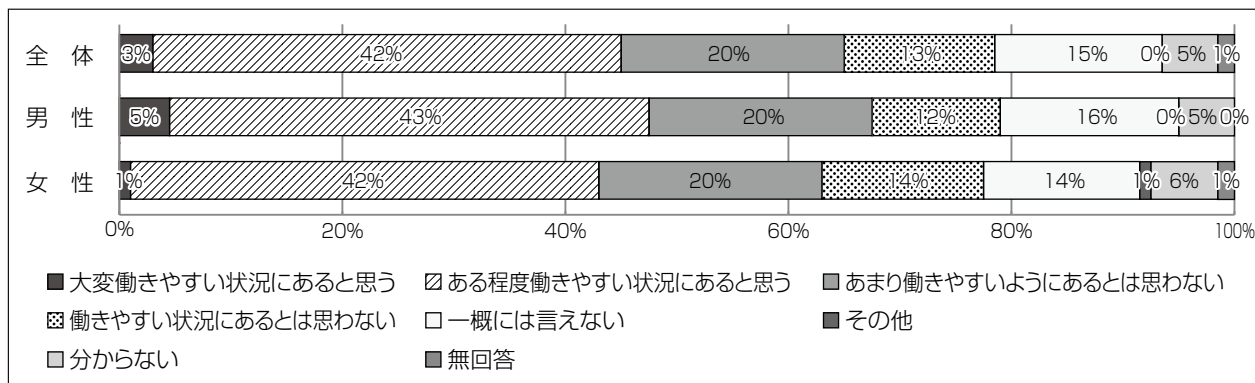
問14 今後男女平等を推進していくために、学校、特に小・中・高等学校で行うとよいと思うものはどれですか

(あてはまるもの全てに○)

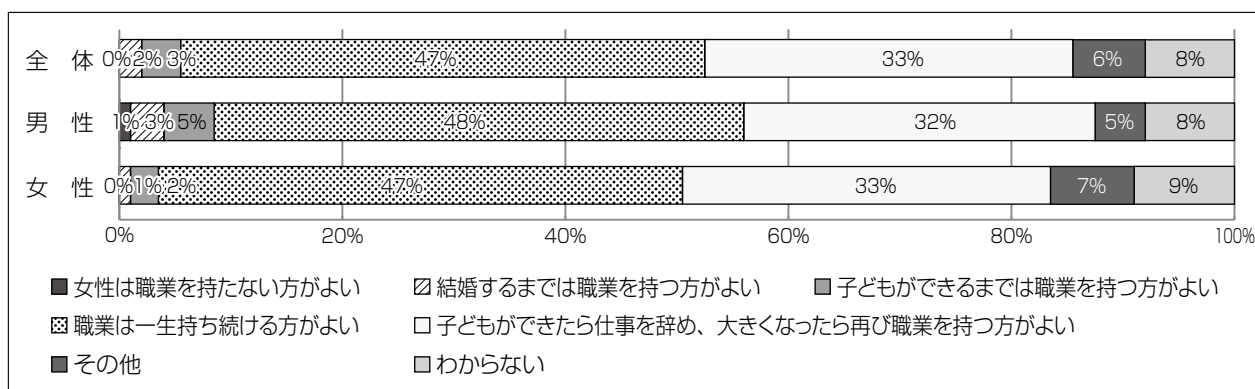


《職業・職場について》

問15 あなたは現代の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか

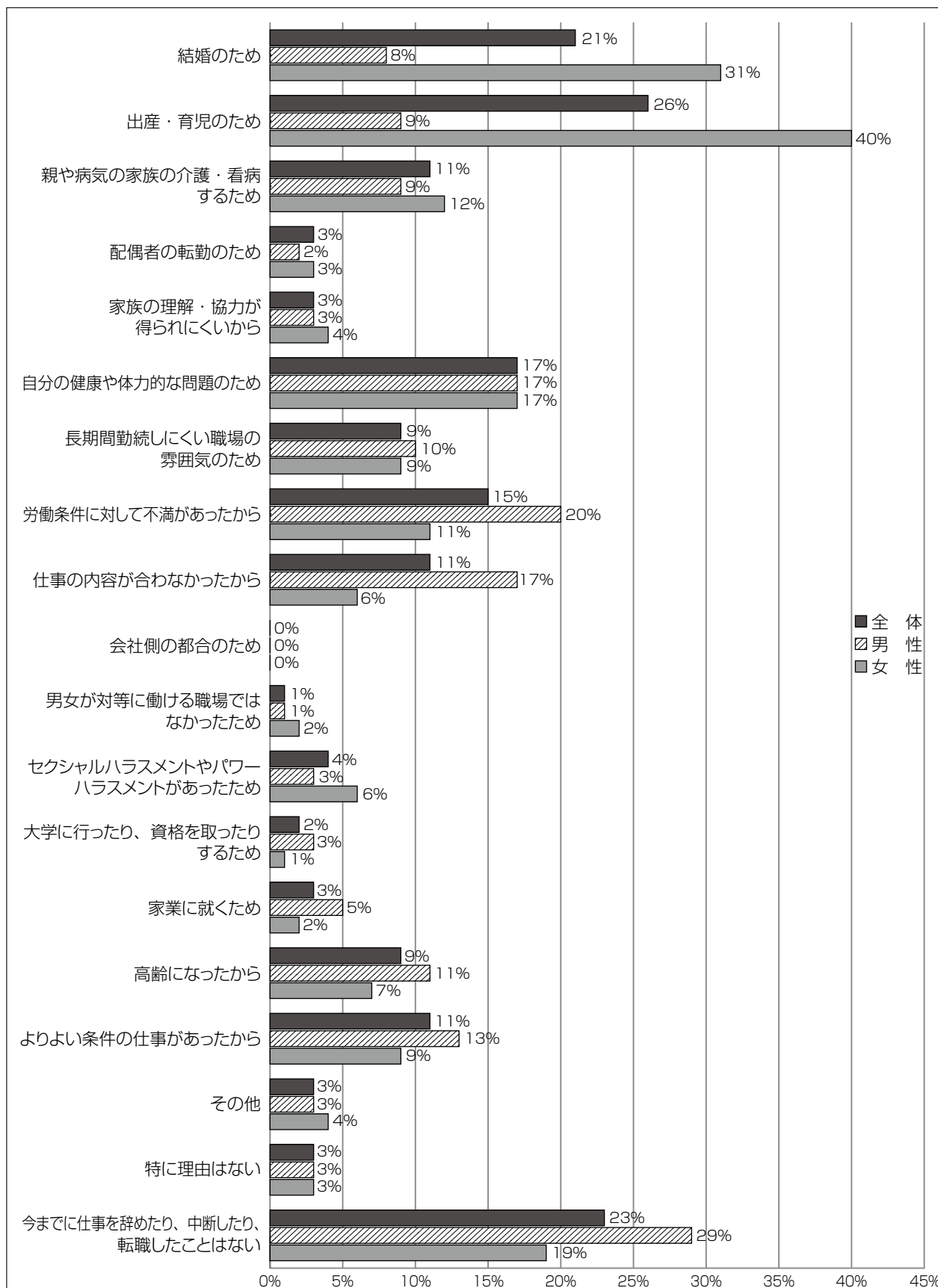


問16 女性の就業のあり方について、あなた自身はどのような形が最も望ましいと思いますか

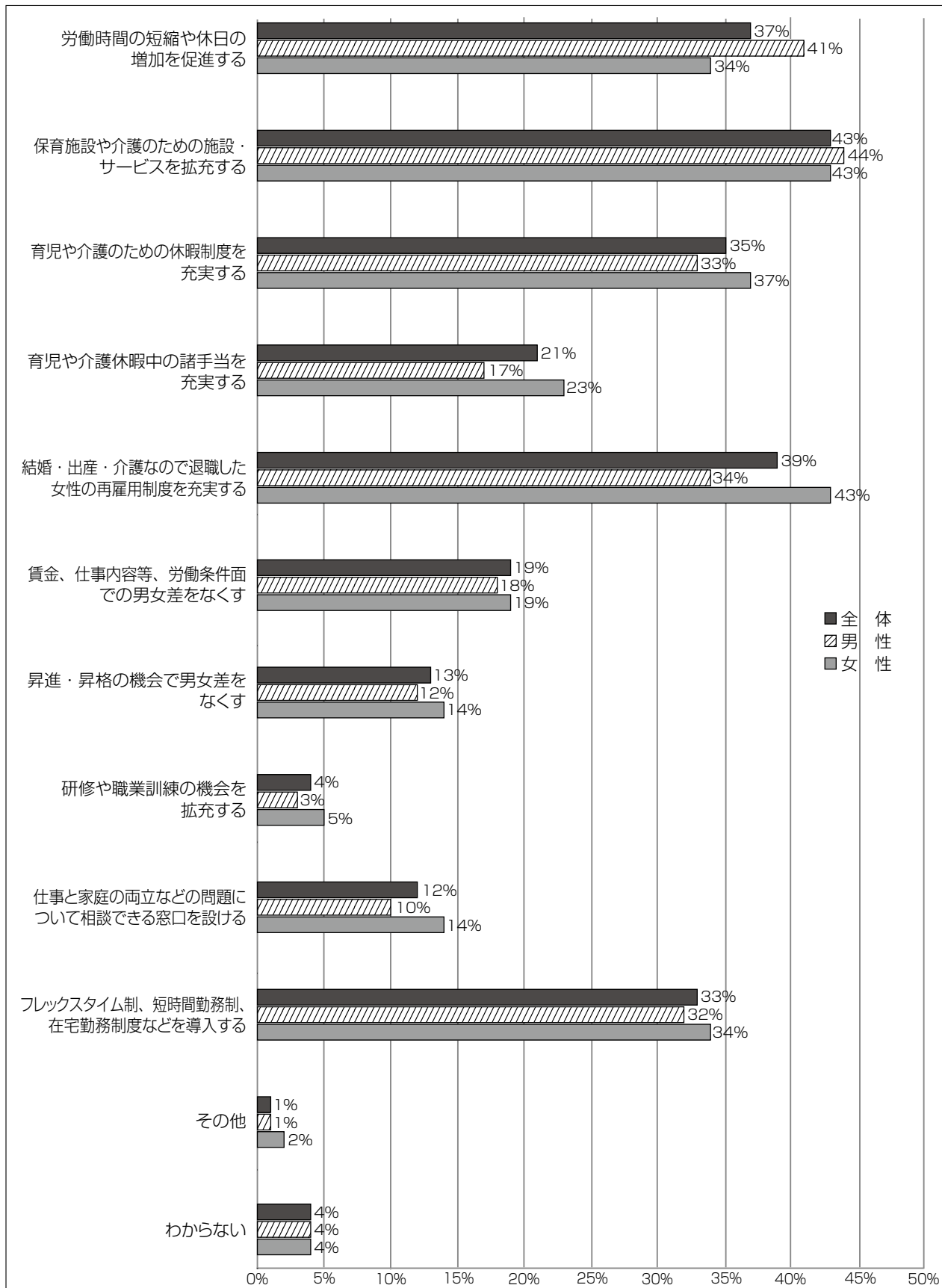


問17 あなたは、仕事を辞めたり中断したり、あるいは転職したりしたことがありますか。
あるとすれば、それはどのような理由からですか

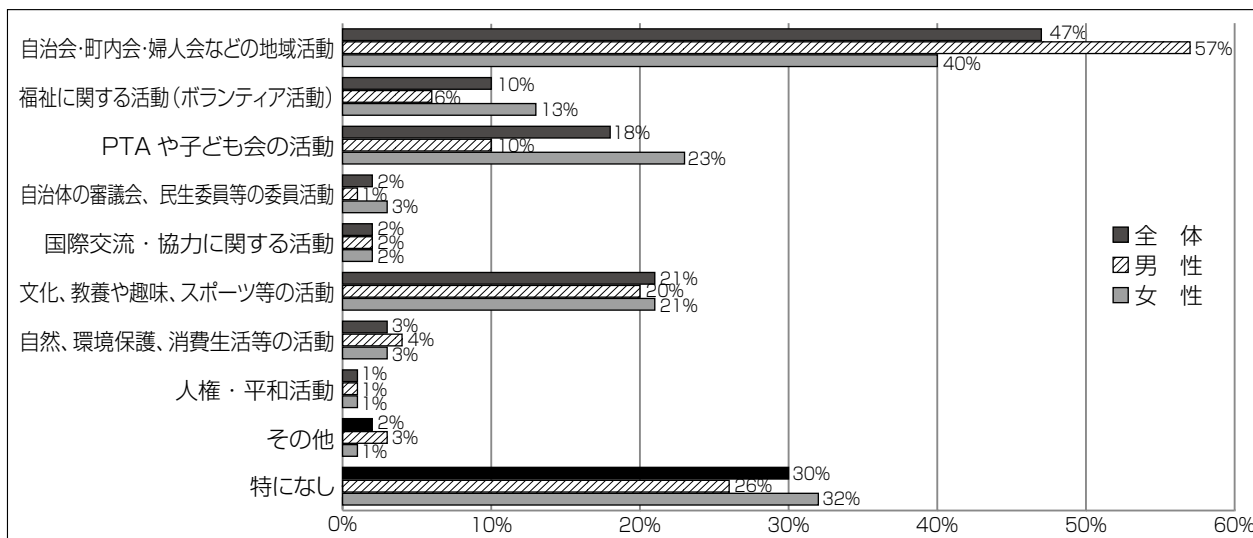
(あてはまるもの全てに○)



問18 男女が共に「仕事と生活の調和」を図るためには、どのような条件の整備が必要であると思いますか
(○は3つまで)

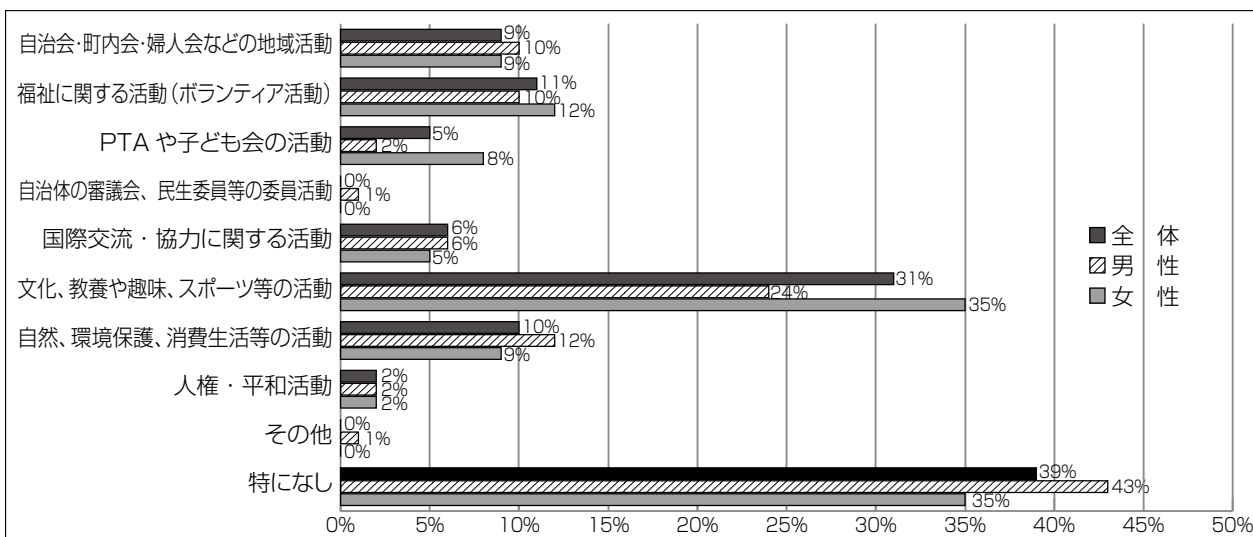


問19 (1) あなたが現在主に参加している社会活動または地域活動は何ですか (あてはまるもの全てに○)



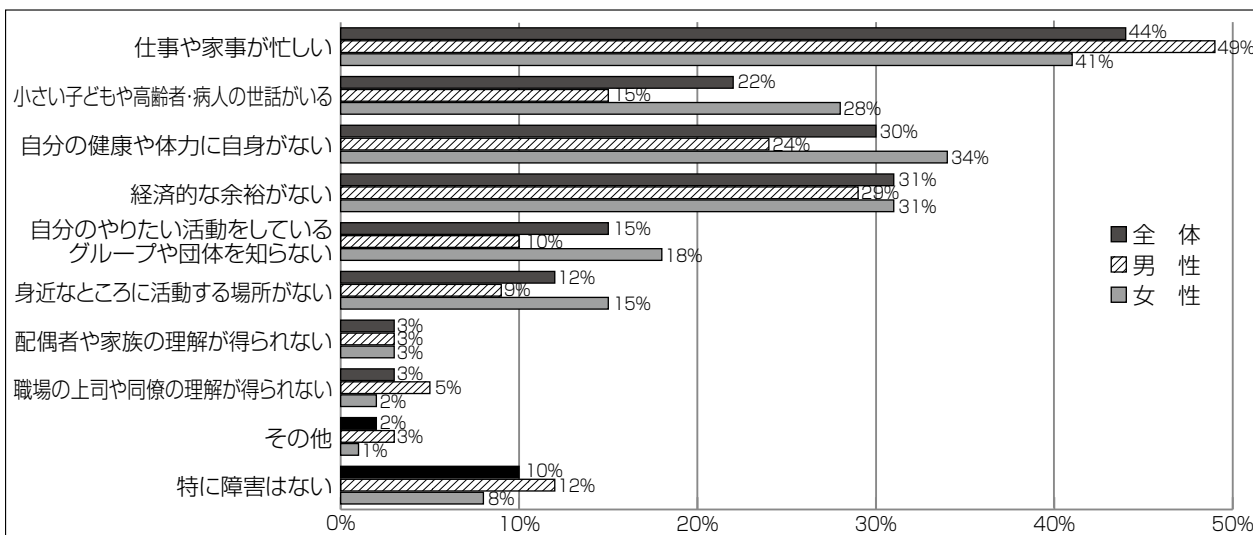
問19 (2) 今後参加してみたい活動は何ですか

(あてはまるもの全てに○)



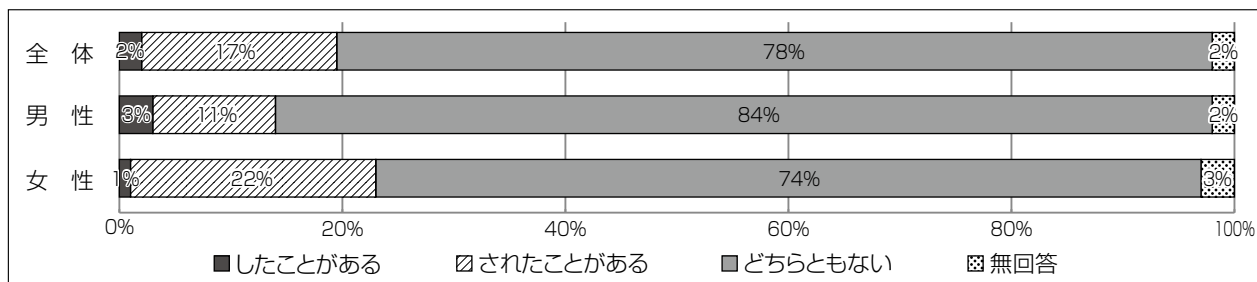
問20 あなたが今後社会的な活動に参加しようとする時、何か障害になるようなことがありますか

(○は3つまで)

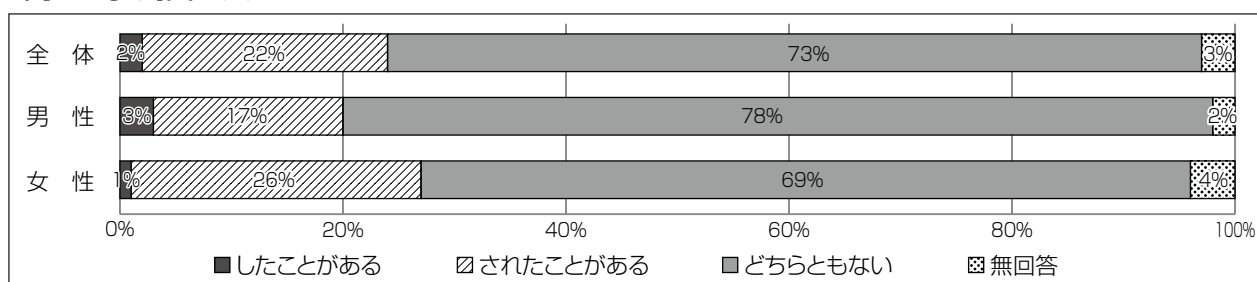


《人権について》

問21① あなた自身がセクシャル・ハラスメントをしたり、されたりしたことはありますか

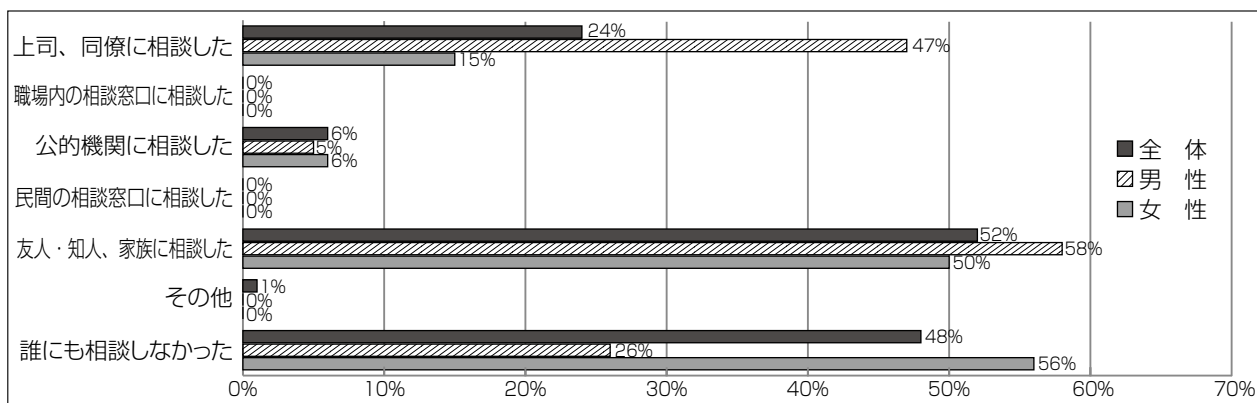


問21② 周囲の人がセクシャル・ハラスメントをしたり、されたりしたことはありますか

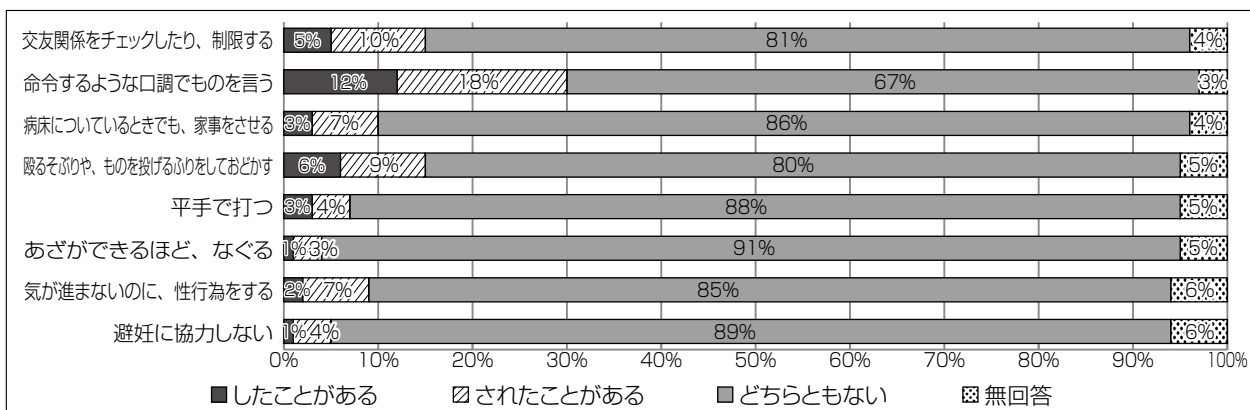


問21-1（※されたことがあるとお答えの方のみ）誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか

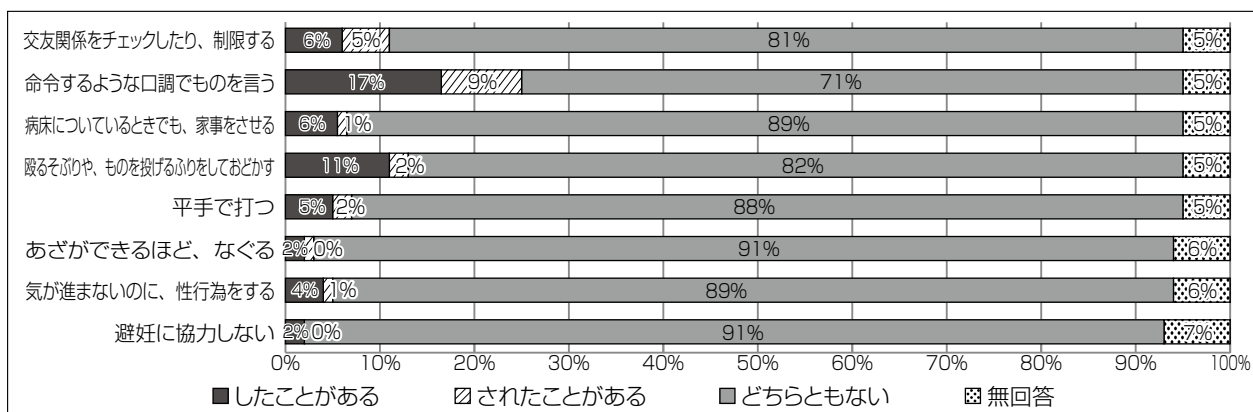
（あてはまるもの全てに○）



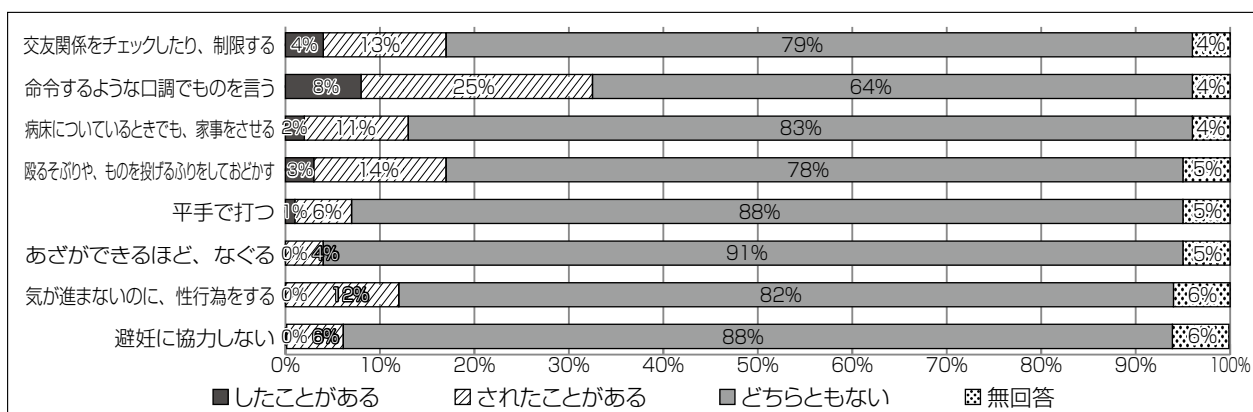
問22① これまでに、配偶者や恋人など親しい関係にある人との間で、次のようなことをしたりされたりしたことがありますか（全体）



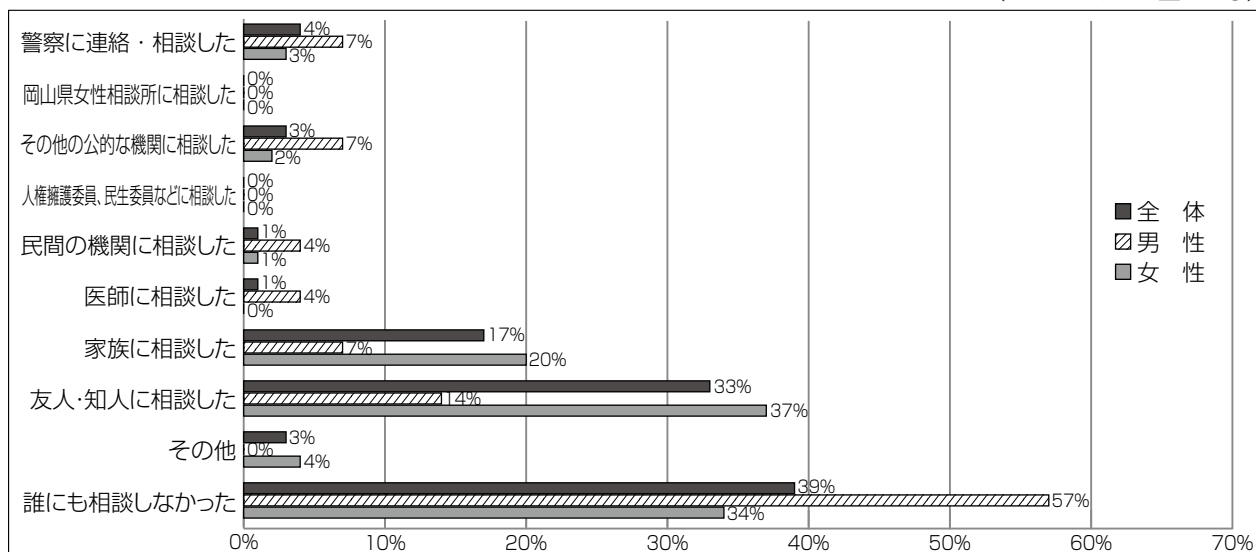
問22② これまでに、配偶者や恋人など親しい関係にある人との間で、したりされたりしたことがありますか（男性）



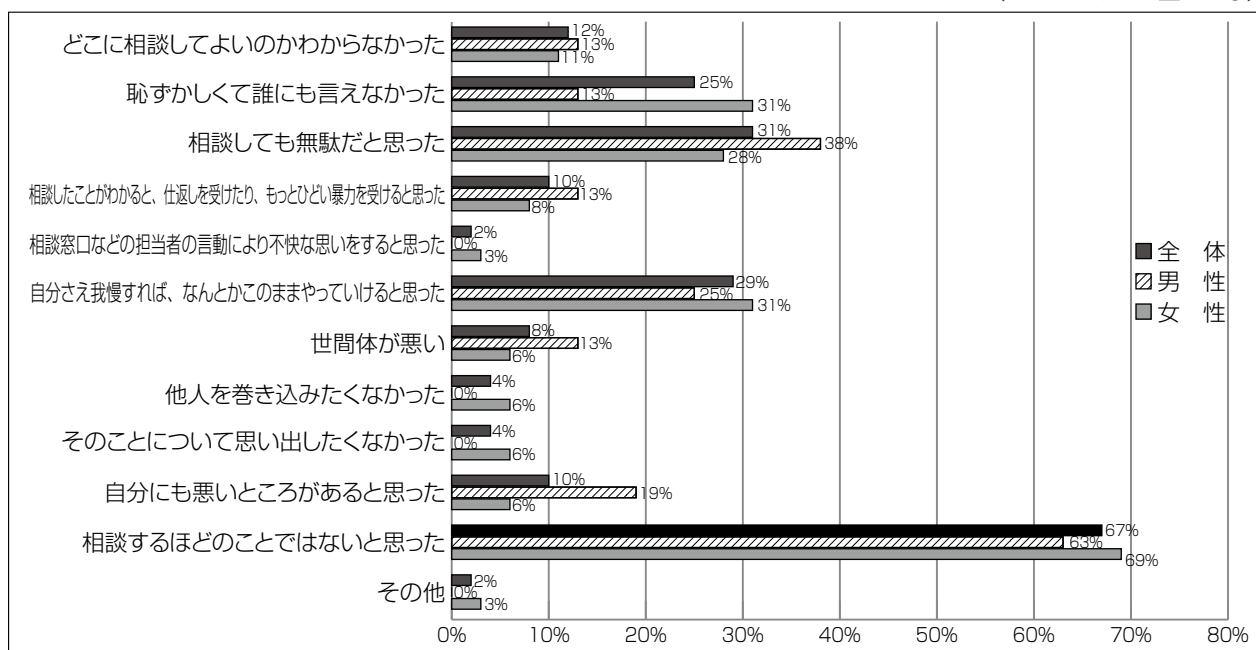
問22③ これまでに、配偶者や恋人など親しい関係にある人との間で、したりされたりしたことがありますか（女性）



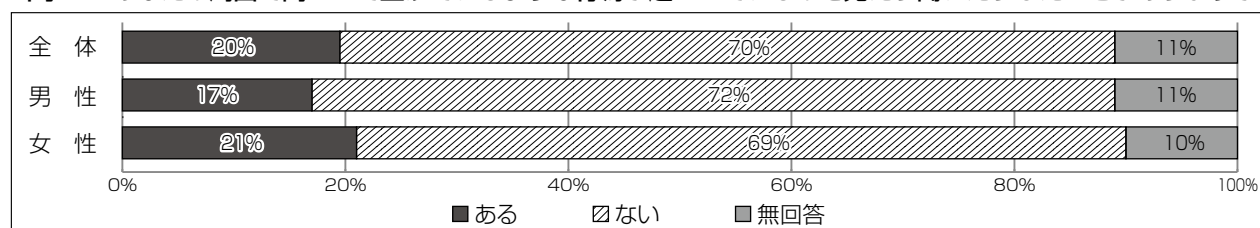
問22-1（※されたことがあるとお答えの方のみ）誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか
（あてはまるもの全てに○）



問22-2（※誰にも相談しなかったとお答えの方のみ）誰にも相談しなかったのはなぜですか
（あてはまるもの全てに○）



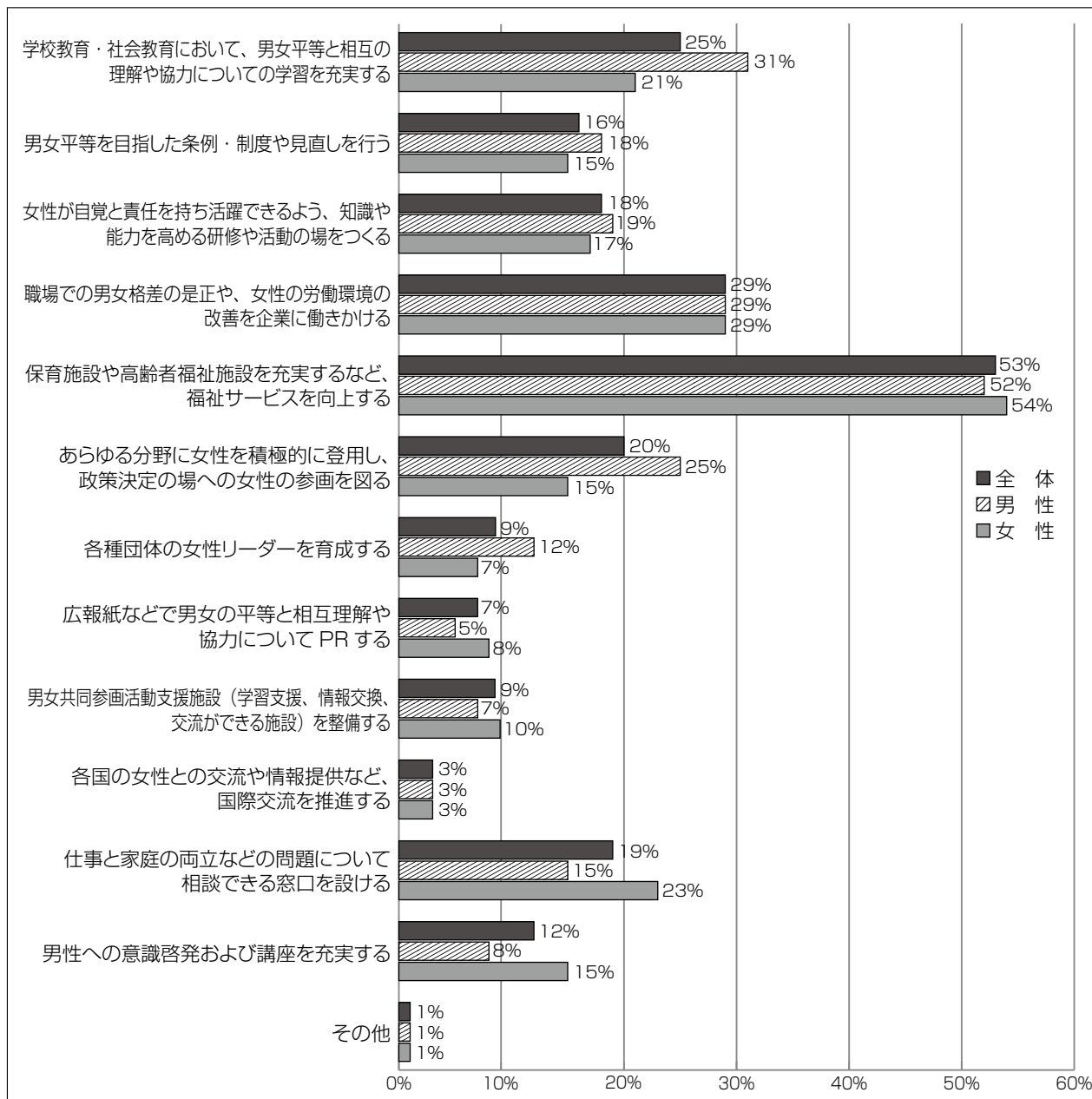
問23 あなたの周囲で問22で上げているような行為が起こっているのを見たり聞いたりしたことがありますか



《男女がともにいきいき暮らすために》

問24 男女共同参画社会を実現するために、今後、矢掛町はどのようなことに力を入れていけばよいと思いますか

(〇は3つまで)



矢掛町男女共同参画推進条例

公布 平成 29 年 3 月 24 日
平成 29 年矢掛町条例第 3 号

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 7 条）
- 第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止（第 8 条 - 第 9 条）
- 第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第 10 条 - 第 12 条）
- 第 4 章 矢掛町男女共同参画審議会（第 13 条 - 第 18 条）
- 第 5 章 雑則（第 19 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民、事業者及び教育関係者の役割を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）町民 町内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- （3）事業者 町内において事業活動を行う個人又は法人その他団体をいう。
- （4）教育関係者 町内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人又は法人その他団体をいう。
- （5）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。
- （6）ドメスティック・バイオレンス 配偶者（配偶者であった者を含む。）又は交際相手等親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含む。）の間で行われる身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- （7）性同一性障害 生物学的な性と性の自己意

識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。

- （8）積極的改善措置 第 1 号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （9）ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活等との調和を保ち、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいう。

（基本理念）

第 3 条 町及び町民、事業者並びに教育関係者（以下「町民等」という。）は、次に掲げる基本理念に基づき、男女共同参画を推進するものとする。

- （1）男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別や暴力的な行為を受けることなく、それぞれの能力を発揮する機会が確保され、それぞれの人権が尊重されること。
- （2）男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動を制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- （3）男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び意思決定に共同して参画する機会が確保されること。
- （4）男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と、勤労等の社会生活における活動とを両立できるよう配慮されること。
- （5）男女が、対等な関係の下に、互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等に関して互いの意思を尊重し、生涯にわたり心身ともに安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- （6）男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することから、国際的な協調の下に行うこと。

（町の責務）

第 4 条 町は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 町は、男女共同参画の推進に関する施策について、町民等と協働するとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければならない。

(町民の役割)

第5条 町民は、社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職場における活動と、家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境の整備を積極的に行うとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の役割)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。
2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。
4 何人も、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(基本計画)

第10条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
2 町長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、矢掛町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。
3 町長は、基本計画を策定したときは、速やか

にこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 町は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(町民等の申出)

第12条 町は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、町民等から苦情又は意見の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な対応をとるものとする。
2 町は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為に関し、町民等から相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。
3 町長は、前2項に規定する苦情等への対応について必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第4章 矢掛町男女共同参画審議会

(審議会)

第13条 矢掛町男女共同参画の推進に関する総合的かつ効果的な施策及び重要事項を調査審議するため、矢掛町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
（1）町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議し、町長に答申すること。
（2）男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、町長に意見を述べること。

(組織等)

第14条 審議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（1）町議会議員
（2）人権擁護委員
（3）社会教育指導員
（4）関係団体を代表する者
（5）識見を有する者
2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長各1名を置

き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第17条 報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年矢掛町条例第17号）に定める専門委員の例により支給する。

(庶務)

第18条 審議会の庶務は、総務企画課において行う。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、同条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に策定されている矢掛町男女共同参画プランは、第11条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

男女共同参画社会基本法（抄）

平成11年6月23日法律第78号

最終改正 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力あ

る社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個

人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画

- 計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社

会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議（略）

附 則（略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抄)

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

最終改正：平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平

等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変

更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合

にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又

は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行う

に当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退

去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、

当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後

の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求め

るものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命

令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による

命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方と呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保

護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、

都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業

生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画 (一般事業主行動計画の策定等) (略)

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。

ない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務

及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の

罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（略）



第2次 矢掛町男女共同参画プラン

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 矢 掛 町

編 集 矢掛町総務企画課

〒714-1297

岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地

TEL:0866-82-1010 FAX:0866-82-1454

※表紙と裏表紙の花は、子育て支援センターの利用者の方に「手形」の協力をいただき、作成したものです。